

令和 7 年度

宮城県における犯罪被害者等支援施策に 関する年次報告

(宮城県犯罪被害者等支援計画に基づく令和 6 年度支援施策
実施結果について)



宮 城 県

はじめに

□ 本報告書の趣旨

宮城県では、平成16年4月、宮城県犯罪被害者支援条例（以下「改正前条例」といいます。）を全国で初めて施行しました。

この改正前条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮城県公安委員会は平成17年2月に宮城県犯罪被害者支援推進計画（以下「推進計画」といいます。）を、平成29年1月に改訂推進計画を策定し、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会を中心とした各推進機関が多岐にわたる支援活動を展開してきました。

また、全国的にも、都道府県及び市区町村における条例の制定や見舞金支給制度の導入等、犯罪被害者等の支援施策が広がりを見せているところです。

このような中、改正前条例は、県議会により被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされて全面改正に至り、「宮城県犯罪被害者等支援条例」（以下「支援条例」という。）として令和6年4月1日から施行されました。また、中長期的かつ総合的な支援が重要であることから、条例の所管が公安委員会から知事部局に改められ、令和7年3月に新たな宮城県犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」といいます。）を策定しました。

本年次報告は、支援計画による支援施策の実施状況等を取りまとめたものであり、支援条例第28条に基づき宮城県議会に報告するとともに、宮城県のホームページ等により広く県民に公表いたします。

多くの県民の皆様には本県の犯罪被害者等の現状と支援施策について理解と認識を深めていただき、本県における犯罪被害者等に対する支援が一層充実することを期待するものです。

□ 構成

○ 第1章 宮城県犯罪被害者等支援計画について

本年次報告における支援施策実施結果の基となる支援計画の内容についてまとめています。

○ 第2章 令和6年度支援施策実施結果

犯罪被害者等支援施策の実施結果について、4つの基本目標を細分化した12の基本的施策に沿って明らかにしています。

※本年次報告における令和6年度の支援施策実施結果の記載の整理については、令和6年度に策定した支援計画に則っています。このため、従前の推進計画における位置づけは、「旧計画」として記載しています。

目 次

第 1 章 宮城県犯罪被害者等支援計画について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の内容	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
5 計画の体系	2
第 2 章 令和 6 年度支援施策実施結果	4
基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	9
基本的施策 1 安全の確保（第 12 条）	9
基本的施策 2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条）	1 6
基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組	1 8
基本的施策 3 居住の安定（第 13 条）	1 8
基本的施策 4 雇用の安定（第 14 条）	1 9
基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援（第 15 条）	1 9
基本的施策 6 経済的負担の軽減（第 16 条）	2 0
基本目標 3 支援等のための体制整備への取組	2 3
基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第 11 条）	2 3
基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援（第 18 条）	3 1
基本的施策 9 人材の育成（第 19 条）	3 2
基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第 21 条）	4 2
基本的施策 11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第 22 条）	4 3
基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	4 4
基本的施策 12 学校における教育の実施（第 20 条）	4 4
基本的施策 13 普及啓発（第 25 条）	4 5
基本的施策 14 調査研究（第 26 条）	5 1
参考資料	
1 宮城県犯罪被害者等支援条例(令和 6 年 4 月 1 日施行)	5 3
2 宮城県犯罪被害者等支援審議会委員名簿	5 9
3 宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体	6 0
4 主な相談窓口	6 1

第 1 章 宮城県犯罪被害者等支援計画について

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等は、犯罪等により命を奪われる、家族を失う、けがをするなどの直接的な被害のみならず、経済的負担、さらには周囲の者からの偏見、無理解等に起因する心ない言動、誹謗中傷等による精神的苦痛や身体の不調等の二次的被害に苦しめられています。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会において再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取組が必要です。

県では、平成 16 年に、全国初となる宮城県犯罪被害者支援条例（改正前条例）が施行されましたが、施行から既に 20 年が経過し、県議会により被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされて全面改正に至り、令和 6 年 4 月 1 日から宮城県犯罪被害者等支援条例（支援条例）として施行されました。

また、支援条例の所管が宮城県公安委員会から知事部局に改められ、雇用の確保、心理的外傷や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援に取り組むこととされたものです。

県は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援条例に基づき、「宮城県犯罪被害者等支援計画」（支援計画）を策定しました。

支援計画は、県民及び支援条例第 23 条により設置された「宮城県犯罪被害者等支援審議会」の意見を踏まえて知事が策定するもので、令和 7 年 3 月に支援条例に基づく新たな支援計画（第 1 期）が策定されています。

2 計画の内容

支援計画は、支援条例第 9 条第 2 項の規定に基づいて、次の内容を定めています。

- 一 犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方
- 二 犯罪被害者等のための施策に係る役割分担及び連携に関する事項
- 三 犯罪被害者等のための施策に係る具体的な取組
- 四 前三号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を推進するために必要な事項

3 計画の期間

支援計画の期間は、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合を考慮し、第1期計画期間を令和7年度のみ（単年度）に設定しています。

区分	～R5	R6	R7	R8～
条例	改正前条例	支援条例		
県	改正前条例の計画（※）		第1期	第2期
国	4次			5次

※従前の宮城県犯罪被害者支援推進計画（平成17年2月策定、平成29年1月改訂）は、支援条例附則第2項において、支援条例第9条の規定により策定された支援計画とみなすこととされています。

4 計画の構成

支援計画は、県民に犯罪被害者支援の重要性と被害者等の心情を理解いただくため、

第1章「計画の基本的事項」

第2章「犯罪被害者等の現状」

第3章「施策推進の考え方」

第4章「犯罪被害者等を支える14の基本的施策」

の構成となっています。

5 計画の体系

支援計画では、支援条例第1条に掲げられた「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会」の実現に向けて、次頁に示した4つの「基本目標」を設定し、それぞれの目標に沿って「基本的施策」を実施します。

施策の推進にあたっては、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携を図るため、県は、支援条例第23条の規定によって設置された「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」等により、社会全体で犯罪被害者等支援に取り組む総合的な支援推進体制を構築しています。

なお、県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関して講じた施策を「宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告」（本書）として宮城県議会に報告し、これを県民に公表します。

【基本目標・基本的施策】

基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 基本的施策 1 | 安全の確保（第 12 条） |
| 基本的施策 2 | 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条） |

基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組

- | | |
|---------|-----------------------|
| 基本的施策 3 | 居住の安定（第 13 条） |
| 基本的施策 4 | 雇用の安定（第 14 条） |
| 基本的施策 5 | 損害賠償の請求に関する支援（第 15 条） |
| 基本的施策 6 | 経済的負担の軽減（第 16 条） |

基本目標 3 支援等のための体制整備への取組

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 基本的施策 7 | 相談及び情報の提供等（第 11 条） |
| 基本的施策 8 | 民間支援団体等に対する支援（第 18 条） |
| 基本的施策 9 | 人材の育成（第 19 条） |
| 基本的施策 10 | 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第 21 条） |
| 基本的施策 11 | 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第 22 条） |

基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- | | |
|----------|---------------------|
| 基本的施策 12 | 学校における教育の実施（第 20 条） |
| 基本的施策 13 | 普及啓発（第 25 条） |
| 基本的施策 14 | 調査研究（第 26 条） |

第2章 令和6年度支援施策実施結果

表の見方

犯罪被害者等支援における4項目の目標であり、支援計画により定めています。

基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組

【施策の一例】

共同参画社会推進課【県】（基本的施策6-No.3）

殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給した。【新規】
（遺族見舞金30万円、重症病見舞金10万円）（計17件、210万円）

基本目標毎に【施策の一例】を記載しています。
新規の施策については、文末に【新規】と表示し、優先的に記載しています。

基本的施策6 経済的負担の軽減（第16条）

基本目標を細分化した12項目の施策であり、支援計画により定めています。

【施策の効果】

基本的施策毎に、支援施策実施結果において認められた効果を記載しています。

- 県及び市町村から犯罪被害者等見舞金（支援金）を支給（交付）することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることができた。

「No.」は基本的施策毎の通し番号であり、「施策名」は支援計画における各施策です。
※本年次報告における令和6年度の支援施策実施結果の記載の整理については、令和6年度に策定した支援計画に則っています。
このため、従前の「宮城県犯罪被害者等支援推進計画」における位置づけは、「旧計画」として記載しています。
※支援計画に記載のない施策については、（支援計画に記載なし）と記載しています。

左記の施策に対する「令和6年度支援施策実施結果」を記載しています。新規の施策については、文末に「【新規】」と表示しています。

他の施策と重複する施策について、
重複元では、

例）（基本的施策○-No. ○と重複）と記載しており、

重複先では、内容は記載せずに、

例）【再掲：基本的施策○-No. ○を参照】と記載しています。

※件数等は特段の断りがない限りは、令和6年度の件数となります。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
3	1-(4)	犯罪被害者等見舞金の給付	○殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給した。【新規】（遺族見舞金30万円、重症病見舞金10万円） 計17件、210万円	15 共同参画社会推進課 【県】

例）「1-(4)」は旧計画に基づく年次報告における「基本目標1 損害回復と経済的支援等」の「施策の項目(4)生活支援」を表しています。

左記の施策を実施した宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関の番号と機関・団体名【区分】です。
各構成機関・団体の番号や団体名については、次頁以降の索引や60頁で確認することができます。

各構成機関・団体による施策一覧（索引）（表中の数字は各基本的施策における No.）

※ 構成機関・団体名については、以下の表に基づき、略称を記載することとします。

区分	構成機関・団体名	基本目標	1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組			
		基本的施策	1	2	3	4	5	6
			安全の確保	福祉医療サービスの提供及び	居住の安定	雇用の安定	損害賠償の請求に関する	経済的負担の軽減
【国】	1 宮城刑務所		22, 45, 53					5
	2 東北少年院		23, 45, 54					5
	3 青葉女子学園		24, 45, 55					5
	4 仙台地方検察庁		16, 25, 37, 45, 46, 58				1, 4	6
	5 東北矯正管区		26, 45, 56					
	6 仙台法務局		44, 45					
	7 更生保護委員会		27, 45, 59					
	8 仙台保護観察所		17, 28, 45, 57, 60					7
	9 宮城労働局		45			1		
	10 東北運輸局		45					
	11 第二管区海上保安本部		38, 45, 47, 61					9
	12 宮城海上保安部		39, 45, 48, 61					10
【宮城県】	13 私学・公益法人課		45					
	14 地域交通政策課		45					
	15 共同参画社会推進課		1, 45					3
	16 消費生活センター		45					
	17 社会福祉課		45					
	18 長寿社会政策課		45					
	19 子ども・家庭支援課		5, 45	5				12
	20 障害福祉課		45	1				
	21 精神保健推進室		45	2				
	22 中央児童相談所		11, 45	7				
	23 北部児童相談所		12, 45	7				
	24 東部児童相談所		13, 45	7				
	25 女性相談支援センター		2, 6, 10, 45	6				
	26 精神保健福祉センター		45	3				
	27 雇用対策課		45			2		
	28 国際政策課		45					
	29 住宅課		45		1, 2			
	30 義務教育課		29, 45					
	31 高校教育課		30, 45					
	32 特別支援教育課		31, 45					
	33 審査調整課		45			3		

※ 各構成機関・団体の正式名称については、60 頁の「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体」をご覧ください。

基本目標 基本的施策 構成機関・団体名		3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		
		7	8	9	10	11	12	13	14
		相談及び情報の提供等	民間支援団体等に対する	人材の育成	犯罪被害者等に対する支援	犯罪被害者等が潜在的に被害を受けた場合の支援	学校における教育の実施	普及啓発	調査研究
1	宮城刑務所	38, 39		1, 2				4, 9	
2	東北少年院	38, 40		1, 3				4, 9	
3	青葉女子学園	38, 41		1, 4				4, 9	
4	仙台地方検察庁	1, 38, 42		1, 6, 40				4, 5, 9	
5	東北矯正管区	38, 43		1, 5				4, 9	
6	仙台法務局	2, 38		1, 32			1	4, 6, 9	
7	更生保護委員会	3, 38		1, 7, 41				4, 9	
8	仙台保護観察所	4, 38, 44		1, 8, 42				4, 7, 9	
9	宮城労働局	38		1				4, 9	
10	東北運輸局	5, 38		1, 9, 43				4, 9, 27	
11	第二管区海上保安本部	38		1, 10				4, 9	
12	宮城海上保安部	38, 45		1, 11, 44				4, 9	
13	私学・公益法人課	6, 38					3	4, 9	
14	地域交通政策課	7, 38		1, 12				4, 9	
15	共同参画社会推進課	8, 38, 46	9	1, 13	8			1, 4, 8, 9	1, 3, 4
16	消費生活センター	9, 38		1				4, 9, 33	
17	社会福祉課	38		1				4, 9, 10	
18	長寿社会政策課	38		1, 33	7			4, 9	
19	子ども・家庭支援課	38	1	1, 14, 34, 45	13, 18		7	4, 9, 11	
20	障害福祉課	38		1	6			4, 9	
21	精神保健推進室	38		1				4, 9	
22	中央児童相談所	10, 38		1	1			4, 9, 12	
23	北部児童相談所	38		1, 46	2			4, 9, 12	
24	東部児童相談所	38		1, 47	3			4, 9, 13	
25	女性相談支援センター	11, 38, 47		1, 15, 48	4, 14			4, 9	
26	精神保健福祉センター	12, 38		1, 49				4, 9	
27	雇用対策課	38		1				4, 9	
28	国際政策課	13, 38						4, 9	
29	住宅課	38		1				4, 9	
30	義務教育課	14, 38		1			4	4, 9	
31	高校教育課	15, 38		1, 16				4, 9	
32	特別支援教育課	16, 38		1, 50			9	4, 9, 14	
33	審査調整課	38						4, 9	

基本目標 基本的施策 区分 構成機関・団体名		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組			
		1	2	3	4	5	6
		安全の確保	福祉保健医療サービスの提供及び	居住の安定	雇用の安定	損害賠償の請求に関する	経済的負担の軽減
【仙台市】	34 男女共同参画課	7, 45	8				
	35 市民生活課	8, 45					4
	36 消費生活センター	45					
	37 保護自立支援課	45					
	38 精神保健福祉総合センター	45	4				
	39 こども家庭保健課	45					
	40 こども若者相談支援センター	45					
	41 児童相談所	14, 45					
	42 交流企画課	45					
	43 教育相談課	32, 33, 45					
【団体】	44 (公社) 宮城県医師会	45					
	45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	45					
	46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	18, 45					20
	47 (公社) みやぎ被害者支援センター	3, 40, 45	9			2	13, 18, 21
	48 (福) 宮城県社会福祉協議会	45					
	49 (福) 仙台市社会福祉協議会	45					
	50 (福) 仙台いのちの電話	45					
	51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	45					19
	52 東北大学病院精神科	45					
	53 宮城県警察医会	45					
	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	45					
	55 仙台弁護士会	45, 49				3	1, 8
	56 日本司法支援センター宮城地方事務所	15, 45				5	
	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	45	10				
	58 宮城県市長会	45					
	59 宮城県町村会	45					
【事業者】	60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	45		3			
	61 宮城県葬祭業協同組合	45					
【警察】	62 警務課	4, 19, 41, 45, 50, 62	11	4			2, 11
	63 生活安全企画課	34, 36, 45					
	64 県民安全対策課	9, 21, 35, 45, 63					14
	65 少年課	45, 64					
	66 捜査第一課	42, 45, 51					
	67 捜査第三課	45					15
	68 組織犯罪対策第一課	20, 45					16, 17
	69 交通指導課	43, 45, 52				6	

基本目標 基本的施策 構成機関・団体名	3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		
	7	8	9	10	11	12	13	14
	相談及び情報の提供等	る民間支援団体等に対する	人材の育成	支援被害者が潜在化しやすい	場犯罪等が県外で発生した場合の被害を受けた	施学校における教育の実	普及啓発	調査研究
34 男女共同参画課	17, 38	2	17, 35	15		8	4, 9, 15	
35 市民生活課	18, 38	7	1	16			4, 9	
36 消費生活センター	19, 38		1, 51				4, 9, 34	
37 保護自立支援課	20, 38		1				4, 9	
38 精神保健福祉総合センター	21, 38		1, 18, 52				4, 9, 16	
39 こども家庭保健課	38		1, 36, 53				4, 9	
40 こども若者相談支援センター	38		1			2	4, 9	
41 児童相談所	22, 38		1, 19, 54	5			4, 9	
42 交流企画課	23, 38						4, 9	
43 教育相談課	24, 38, 48		1, 20, 55			5	4, 9, 17	
44 (公社) 宮城県医師会	38		21				4, 9, 18, 28	
45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	38		22				4, 9, 29	
46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	25, 38		37, 56				4, 9, 19	
47 (公社) みやぎ被害者支援センター	26, 38	3	1, 23, 57	9, 19	1	10	1, 3, 4, 9, 20	2
48 (福) 宮城県社会福祉協議会	38		1				4, 9	
49 (福) 仙台市社会福祉協議会	27, 38						4, 9	
50 (福) 仙台的のちの電話	28, 38	6	1, 24				4, 9, 21	
51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	29, 38, 49		1, 58				4, 9, 30	
52 東北大学病院精神科	30, 38		59				4, 9	
53 宮城県警察医会	38		1				4, 9	
54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	38						4, 9, 22	
55 仙台弁護士会	31, 38, 50		1, 25, 60				4, 9, 23	
56 日本司法支援センター宮城地方事務所	32, 38, 51		1, 61				4, 9	
57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	38	4	1, 62				4, 9	
58 宮城県市長会	38		1				4, 9	
59 宮城県町村会	38						4, 9	
60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	38		1				4, 9, 24	
61 宮城県葬祭業協同組合	38		26				4, 9	
62 警務課	33, 38, 52	5, 7, 8, 10	1, 27, 38, 39, 63	10, 11	2, 3	6	1, 2, 3, 4, 9, 25	
63 生活安全企画課	38		1				4, 9	
64 県民安全対策課	34, 38		1, 28, 64	17, 20		11	4, 9, 26	
65 少年課	35, 38		1, 29			12	4, 9, 32	
66 捜査第一課	38		1, 30, 65	12			4, 9	
67 捜査第三課	38		1				4, 9	
68 組織犯罪対策第一課	36, 38, 53		1, 66				4, 9	
69 交通指導課	37, 38, 54		1, 31, 67			13	4, 9, 31	

基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

【施策の一例】

共同参画社会推進課【県】（基本的施策 1－No.1）

（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】に対し、公費負担制度が適用されない性被害者等に対する一時避難場所における宿泊費の助成や、医療費等（初診料及び処置費用、性感染症検査料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶措置料）の助成事業を委託した。

警務課【警察】（基本的施策 2－No.11）

被害者等の精神的負担の早期軽減に向け、宮城県警察犯罪被害者支援室に配置された公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーが犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。38 事案、延べ 49 名、延べ 251 回

基本的施策 1 安全の確保（第 12 条）

【施策の効果】

○ 各機関が相互に連携を図り、犯罪被害者等のニーズを把握した上で、必要な一時保護や同行支援等を行うことにより、犯罪被害者等の安全の確保を図ることができた。

No.	旧計画	施策名	令和 6 年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	4-(2) 4-(3)	犯罪被害者等への 緊急避難場所の情報提供及び同行支援	○（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】に対し、公費負担制度が適用されない性被害者等に対する一時避難場所における宿泊費の助成や、医療費等（初診料及び処置費用、性感染症検査料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶措置料）の助成事業を委託した。 （基本的施策 8－No.9、基本的施策 10－No.8 と重複）	15 共同参画社会推進課【県】
2	4-(1) 4-(4)		○一時保護中の被害者等について、法律相談を受けられるよう調整し、同行支援を行った。 延べ 9 件（うち DV 被害者 9 件） ○民間シェルターとの連携により、被害者の状況に合わせた速やかな安全確保を行った。 3 件（うち DV 被害者 2 件）	25 女性相談支援センター【県】
3	3-(1) 4-(3)		○性暴力被害相談の中で、被害者等の身体に対する危害が及ぶおそれが認められた場合に、緊急避難場所の情報提供と同行支援を行った。 対応件数：1 件 ○被害者に対する公判の代理傍聴・同行支援や病院、弁護士相談等への同行支援等の直接支援を実施した。 ・直接支援件数 252 件（付添支援を含む） ・対応した相談員数 延べ 504 名	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
4	4-(1)		○犯罪被害者等のニーズを把握した上で、緊急避難場所に関する教示を行ったほか、一時避難場所の確保のための公費負担を実施した。 一時避難場所確保の公費負担件数 1 件 ○犯罪被害者のニーズを把握した上で、公判への付添いを含む直接支援を実施した。 84 回	62 警務課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
5	3-(1)	DV被害者等に対する支援	○女性相談支援センター、女性自立支援施設等による保護の実施のほか、緊急的に安全の確保が必要なDV被害者等に対し、ホテル等宿泊施設を緊急避難先として提供する市町村への補助を行った。 (基本的施策10－No.13と重複)	19 子ども・家庭支援課【県】
6	3-(1) 3-(2)		○DVやその他の理由により、生活の安全を脅かされた被害者等に対して、安全な環境を確保するため、一時保護を実施した。 52件（うちDV31件）（基本的施策1－No.10と重複） ○一時保護となった被害者等に同伴児童がいる場合には、母子ともに安心できる相談環境を整えるため、託児支援及び学習支援を行った。 託児支援 延べ353回、学習支援 延べ154回 (基本的施策1－No.10、基本的施策10－No.4と重複) ○DVにより加害者から避難する被害者に対して、DV法に基づく保護命令の申立に関する手続き支援のほか、裁判所への書面提出を行った。 7件 ○住民基本台帳事務の閲覧制限に係る証明の他、各種手続き・証明書発行等を行った。 ・住民基本台帳閲覧制限 27件（うちDV25件） ・医療保険 0件（うちDV0件） ・年金事務 2件（うちDV2件） ・児童手当受給者変更 12件（うちDV12件） ・その他 10件（うちDV10件） (全ての項目について、基本的施策10－No.14と重複)	25 女性相談支援センター【県】
7	3-(1)		○市の複数部署及び関係機関の連携により、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を実施した。 ・保護命令申立書の作成支援 2件 ・来所相談証明件数 164件 (うち住基支援措置に係る確認書発行件数 106件) (基本的施策10－No.15と重複)	34 男女共同参画課【仙台市】
8	3-(1)		○住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等支援を実施した。 (市民局区政部戸籍住民課が実施) ・新規申し出件数 968件 ・延長申し出件数 1,341件（※いずれもDV被害を含む） (基本的施策10－No.16と重複)	35 市民生活課【仙台市】
9	3-(1)		○宮城県女性相談支援センターとの情報共有及び連携強化により適切に一時保護を実施した。 ○DV相談受理時に関係保護施設の利用等に関する情報提供を実施した。 ○DV被害者の相談に基づき、住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置の援助施策を適切に実施した。 援助件数 101件（※数字はR6年中） (全ての項目について、基本的施策10－No.17と重複)	64 県民安全対策課【警察】
10	3-(1)	要保護女性・児童に対する支援	○【再掲：基本的施策1－No.6を参照】	25 女性相談支援センター【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
11	1-(4) 3-(1) 4-(3)	要保護女性・児童 に対する支援	○要保護児童等の相談に対して、関係機関と情報共有しながら、迅速かつ適切な支援に努め、子どもの最善の利益を優先した支援を行った。 ○派遣警察官を中心に警察との緊密な連携を図り、児童の安全確保に努めたほか、子どもの最善の利益を考慮し、必要に応じて里親委託や施設措置を検討した。 ○児童虐待については、24時間365日体制のもと、迅速な調査とリスクアセスメントを行った上で子どもの安全確認を速やかに実施し、必要な支援につなげた。 ○迅速な安全確保を図るため、関係機関との情報共有や連携をより強化し、子どもの最善の利益を考慮した一時保護委託先を確保した。 (全ての項目について、基本的施策10-No.1と重複)	22 中央児童相談所【県】
12	1-(4) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 4-(3)		○要保護児童等の対象者に対して、関係機関と情報共有・連携しながら、迅速かつ適切な支援に努め、相談者のニーズに応じた対応を実施した。 ○児童虐待に関する通告（通告後、48時間以内の安全確認の実施）等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。 ○DV世帯については、緊急時の一時保護や施設入所を的確に判断し、対応したほか、県・市福祉事務所、町福祉課などの関係機関と連携を図り、一時保護を含めた適切な対応を行った。 ○警察官の派遣者を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施した。 ○家庭訪問等により家庭状況等の把握に努め、親子再統合のための支援を行うとともに、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。 ○市町の要保護児童対策協議会、福祉関係各課、学校等に情報提供し、モニタリングを実施した。 (全ての項目について、基本的施策10-No.2と重複)	23 北部児童相談所【県】
13	1-(4) 3-(1) 4-(3)		○要保護児童等の相談に対して、課題やニーズを把握し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切な支援を行った。 ○児童虐待については、夜間休日を問わず24時間365日体制で迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら48時間以内に安否を確認し、リスクアセスメントを行って必要な支援につなげた。 ○児童虐待の状況等に応じ一時保護を行い、被害児童の安全を確保し、必要に応じて施設入所や里親委託をする等子どもの最善の利益の確保に務めた。 ○派遣警察官を中心に警察との緊密な連携を図り、児童の安全確保に努めたほか、児童本人に対し緊急の場合の児童相談所虐待対応ダイヤル189及びSNS相談窓口を教示した。 ○DVの影響や性被害を受けた児童に対しては、警察等との連携・協力を得て、児童の安全確保に努めながら心身のケアや将来の自立に向けて施設入所や医療機関につなげるなどの支援を丁寧に行った。 ○市町の要保護児童対策協議会、福祉関係各課、学校等の協力を得ながら、モニタリングを実施した。 (全ての項目について、基本的施策10-No.3と重複)	24 東部児童相談所【県】
14	3-(1)		○被虐待児童等に対しては、安全確保のため必要に応じて一時保護を行った。（基本的施策10-No.5と重複） ○DV被害者に対しては、各区保健福祉センターでの相談等を助言した。 ○警察官の派遣職員を受け入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等の保護対策を行った。（基本的施策10-No.5と重複） 受入職員数：2名	41 児童相談所【仙台市】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
15	1-(1) 2-(2) 3-(2) 4-(2)	法律相談の実施	○殺人、傷害、性犯罪、ストーカー事件などの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行った。（精通弁護士紹介） ○資力の有無に関わらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。（DV等被害者法律相談援助） （全ての項目について、基本的施策5-No.5と重複）	56 日本司法支援センター 宮城地方事務所【団体】
16	3-(2)	再被害防止対策	○再被害を防止するために、勾留中の被疑者・被告人に対する生活環境の調整等を行うことが再犯防止のためには有効であることから、更生緊急保護等の支援体制を活用した。 ○再被害防止のための通知制度を利用し、被害者の方が再び被害に遭わないようにするため、加害者の釈放予定時期や帰住予定地等について通知した。	4 仙台地方検察庁【国】
17	3-(2)		○DV・ストーカー等の被害者等に対しては、地方自治体、警察、当庁処遇部門との連携の上、再被害防止に向けて適切な措置を実施した。 ○再被害のおそれがある被害者等に対して、地方自治体の担当者及び警察と連携しながら再被害防止に関する措置の助言及び情報提供を行った。特に、自治体に対して再被害防止を理由に転居を希望した被害者等に関して、当該自治体に対して速やかに情報提供を行い、被害者等の転居の円滑な実施に協力した。	8 仙台保護観察所【国】
18	3-(2)		○入所者に対する個別面談を実施した。 （令和6年11月13日ほか2回 東北少年院） ○暴力団受刑者に対し矯正指導を実施した。 （令和6年6月3日、12月2日 宮城刑務所） ○暴力団員による犯罪の被害者や関係者を保護対策実施要綱に基づく保護対象者に指定し、助言・指導、適時適切な保護対策を実施して暴力団等からの危害を未然に防止し、保護対象者の安全を確保した。	46 （公財）宮城県暴力団 追放推進センター【団体】
19	3-(2)		○再被害防止対象者の指定事案について、適宜適切に対応した。 ○適正な再被害防止対策を実施するため、関係機関と連携し、特異動向者の通報等協力を依頼した。	62 警務課【警察】
20	3-(2)		○暴力団関係者から再犯による犯罪被害を受けるおそれのある者を再被害防止要綱に基づく再被害防止対象者に指定し、関係機関との連携や加害者情報の提供等、再被害防止措置を講じて対象者の安全を確保した。	68 組織犯罪対策第一課 【警察】
21	3-(2) 4-(3)	ストーカー事案対応	○ストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、組織的な対応を行うとともに、被害の実態に応じて、防犯指導、警戒、援助等を実施した。 ○加害者に対する検挙、指導警告等の措置を実施した。 ○ストーカー加害者及びその家族等に対し、精神科医療機関等の協力を得て、治療、カウンセリング等の機会を設ける等の加害者対策を実施し、更生と再発防止に向けた取組を推進した。 ○ストーカー事案に対し、以下のとおり対処した。 相談等件数 636件（前年比+32件） 文書警告 3件（前年比-4件） 禁止命令等 90件（前年比-1件） ストーカー法検挙 32件（前年比+6件） 他法令検挙 39件（前年比-10件） 援助 107件（前年比-5件） （※いずれも数値はR6年中）	64 県民安全対策課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
22	－	「被害者等通知制度」の運用及び加害者の矯正処遇・教育の実施	○制度を利用する犯罪被害者等に対し、検察庁を通じ、加害者に係る処遇状況等を適切かつ確実に提供した。 ○加害者の改善更生に向け、加害者の問題性等に応じた各種改善指導を継続するなど、犯罪被害者等の安全・安心な生活に向けた取組を行った。	1 宮城刑務所【国】
23	－		○通知を希望した犯罪被害者等に対し、少年院内での加害者の処遇情報を適切に提供した。 ○在院者に対しては、被害者等の手記を読んだ上での読書感想文発表会を実施するなどし、被害者等の心情や、自らの責任を考えさせる矯正教育を行った。	2 東北少年院【国】
24	－		○被害者等通知制度の利用者に対し加害者の処遇情報の提供を行ったほか、当園在院者に被害者等の苦しみや直面する各種の問題について理解させるため、被害者心情理解指導及び内省を深めさせるための個別的な指導を計画的に行った。	3 青葉女子学園【国】
25	2-(1)		○希望する被害者等に対して、刑事処分の結果等を通知した。	4 仙台地方検察庁【国】
26	－		○被害者等通知制度を利用されている犯罪被害者等に対する加害者の処遇情報の適切な提供、受刑者及び少年院在院者に対する被害者等の心情等を考慮した矯正処遇及び矯正教育の充実強化に向け、管内矯正施設に対する助言指導を適時適切に実施したほか、各種研修の実施に努めた。	5 東北矯正管区【国】
27	－		○加害者の処遇状況等に関する通知を希望している被害者等に対して、仮釈放等審理に係る通知を发出し、意見等聴取制度を含む被害者等施策に関する情報を提供した。	7 更生保護委員会【国】
28	2-(1)		○被害者等通知制度に基づき、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会と連携の上、通知を希望する被害者等に確実な処遇の開始・状況・終了等に関する通知を遅延なく行った。	8 仙台保護観察所【国】
29	4-(4)	学校における心のケア	○スクールカウンセラーを配置した。 配置数：231校 全公立小学校及び義務教育学校(仙台市を除く) 配置数：128校 全公立中学校及び義務教育学校(仙台市を除く) (基本的施策7－No.14と重複)	30 義務教育課【県】
30	4-(4)		○スクールカウンセラーを配置した。 配置数：71校 全県立高等学校 ○生徒の突発的な事故や生徒指導上の問題に対応するために、学校の要請により、緊急派遣を行なった。 相談件数 14,461件(令和5年度 14,105件) (基本的施策7－No.15と重複)	31 高校教育課【県】
31	4-(4)		○県警本部及び教育庁内各課と連携して、相談・カウンセリングの対応が速やかにできるよう、情報を積極的に共有するとともに必要に応じてカウンセラー等を派遣できるようにした。 (基本的施策7－No.16と重複)	32 特別支援教育課【県】
32	4-(4)		○スクールカウンセラーを配置した。 配置数：191校 全仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び教育委員会 (基本的施策7－No.24と重複)	43 教育相談課【仙台市】
33	3-(3)		○警察官退職者等で組織する学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による学校の校舎内外、周辺及び通学路等の巡視活動により、不審者の早期発見や危険個所の発見など、学校の安全管理体制についての点検を行い、児童生徒の日常の安全確保の継続に努めた。 ○児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、仙台市立小中学校において、地域やPTA等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を継続した。	43 教育相談課【仙台市】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
34	3-(3)	犯罪被害防止のための防犯活動	○「みやぎSecurityメール」等を活用した犯罪被害防止のための情報発信活動を実施した。(※下記数字はR6年中) ・みやぎSecurityメール配信 1,277件 ・Yahoo!防災速報配信 件数非公開 ・X配信 697件 ・県警ホームページ 毎月更新	63 生活安全企画課【警察】
35	3-(3)		○「みやぎSecurityメール」による犯罪発生及び被害防止情報の情報発信活動を実施した。(※下記数字はR6年中) みやぎSecurityメール配信 532件 (子供・女性に対する声掛け事案等に関するもの) ○子供に対する声掛け事案や女性に対する性犯罪等に関し、メールやホームページ等を利用して効果的な広報を実施した。 ○子供と女性のための安全情報に関する広報を実施した。 ○「子供110番の家」の活性化を図るための研修会等を実施した。 ○学校等と連携して、防犯教室や不審者対応訓練を実施するなど、子供の安全対策の推進を図った。	64 県民安全対策課【警察】
36	3-(3)	特殊詐欺被害等の防止	○特殊詐欺電話撃退装置等補助金交付事業として、県内居住の65歳以上の者に機器購入費の2分の1の額(上限7,000円)を交付した。 補助金交付件数 797件	63 生活安全企画課【警察】
37	2-(2)	刑事手続時の負担軽減	○児童や障害を有する被害者等の場合、関係機関と連携し、少ない回数で代表者聴取を行うなどの負担軽減措置を講じた。 ○来庁された被害者等への対応及び検察官調室、法廷等への案内、付添いを行うなどの負担軽減措置を講じた。	4 仙台地方検察庁【国】
38	-		○犯罪被害者等に対し刑事手続きの説明を行った。	11 第二管区海上保安本部【国】
39	2-(2)		○海上保安部における犯罪捜査において、女性被害者の担当として女性海上保安官を配置するなど、女性被害者の心情に配慮した対応を図った。	12 宮城海上保安部【国】
40	2-(2)		○被害者等の要望に応じて付添支援を実施し、被害者等の負担軽減に寄与した。 実施件数 252件(直接支援を含む)	47 (公社)みやぎ被害者支援センター【団体】
41	2-(2) 2-(4)		○犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている(公社)みやぎ被害者支援センターに対し、公判への付添や弁護士の紹介等の被疑者等のニーズに沿った支援活動を行えるよう被害者等の同意を得て情報提供を行った。 情報提供件数 46件	62 警務課【警察】
42	2-(2) 4-(1) 4-(3)		○性犯罪の専門的知識を有する性犯罪指定捜査員を効果的に運用し、被害者の精神的負担軽減を図ると共に、多様な被害者に適切に対応した。 ○児童被害にかかる事案及び精神に障害を有する者が被害者となった事案については、検察庁、児童相談所と連携して代表者聴取の実施を検討し、重複聴取の防止を図った。(基本的施策1-No.51と重複) ○被害者の希望に応じた性別の職員が対応できる対応を構築すると共に、各種教養により警察組織全体に被害者のプライバシーを守る意識醸成・環境作りを実施した。	66 捜査第一課【警察】
43	2-(2)		○交通事故自動記録装置やドライブレコーダー等の各種映像資料を活用し、交通事故状況等を客観的に明らかにした。 ○取調べや実況見分の実施にあたっては、被害者等に配慮した時間や場所を選定したほか、被害者等の要望や必要性に応じ、実施場所までの送迎や付添い等を行った。	69 交通指導課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体	
44	2-(4)	インターネット上の人権侵害対応	○インターネットによる個人の名誉・プライバシー侵害等の人権問題に関する相談に対応し、相談者の意向に応じて人権侵犯事件として対応した。※公表可能な数値なし	6	仙台法務局【国】
45	－	個人情報保護の徹底	○犯罪被害者等の個人情報は、機関内での管理のみならず、関係機関と共有する場合も含め、関係法令等に基づき厳重に保護した。	各機関	
46	2-(4)	二次的被害の防止	○法廷で証言する際の被害者等の遮へい、ビデオリンク方式を活用した。 ○公判手続における被害者特定事項の秘匿制度を活用した。	4	仙台地方検察庁【国】
47	－		○事件・事故の公表の際には、犯罪被害者等のプライバシー保護に努め、マスコミ報道等による精神的負担を軽減した。	11	第二管区海上保安本部【国】
48	2-(4)		○被害者の実名・匿名発表について、国民の知る権利、プライバシーの保護、発表することによる社会的影響等、様々な事情を勘案しつつ、総合的に判断しながら適切な配慮を図った。	12	宮城海上保安部【国】
49	2-(4)		○仙台弁護士会の全会員向けに、被害者支援制度、被害者等の権利の実現、二次的被害防止等についての研修を行った。 (令和6年12月19日 仙台弁護士会館 参加者：34名) ○仙台弁護士会の全会員向けに、司法面接、特に子どもの二次的被害の防止についての研修を行った。 (令和6年11月29日 仙台弁護士会館 参加者：38名) (全ての項目について、基本的施策7－No.50、基本的施策9-No.25、基本的施策13-No.23と重複)	55	仙台弁護士会【団体】
50	2-(2) 2-(4)		○県下警察署における被害者等への対応の際には、専用の相談室又は専用の相談室がない場合は、被害者等の心情やプライバシー保護に配慮した代替室を使用するなどし、被害者等が安心して相談できる環境を整えた。 ○殺人事件等の被害者支援において、遺族等の要望に基づき、自宅、裁判所、病院等における管理者対策等を実施し、マスコミ等による二次的被害の防止に努めた。 ○警察署単位の被害者支援連絡協議会等において、被害者等の心情に配慮したプライバシー保護の重要性の説明と事案発生時における協力・配慮を要請した。 ○事件捜査や被害者支援に当たる職員に対し、あらゆる機会を通じて、被害者等に対する二次的被害の防止を図るための教養を実施した。	62	警務課【警察】
51	2-(2)		○捜査段階における被害者への言動に配慮し、捜査手法を吟味して二次被害防止に努めた。 ○【再掲：基本的施策1－No.42を参照】	66	捜査第一課【警察】
52	2-(4)		○被害者等からの要望や必要性に応じて、内外の関係機関と連携を図りながらマスコミ対応等を実施し、報道等による二次的被害の防止に努めた。	69	交通指導課【警察】
53	－	「心情等聴取・伝達制度」の運用	○制度に基づく犯罪被害者等からの心情等聴取内容を適切に加害者に伝達の上、伝達結果を犯罪被害者等に通知した。 ○加害者に対しては、申出人から聴取した心情を伝達した後も、結果を踏まえた面接指導や改善指導を実施した。	1	宮城刑務所【国】
54	－		○制度の利用申出に備え、聴取を行う専用の部屋の準備、専用回線の設置、関係機関との連絡調整、担当者の育成など、必要な体制を整えた。	2	東北少年院【国】
55	－		○制度の担当官及び担当心理カウンセラーが制度の理解を深めるための勉強会や実際の聴取等の場面を想定したロールプレイ研修を複数回実施するなどし、体制整備に努めた。	3	青葉女子学園【国】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
56	－	「心情等聴取・伝達制度」の運用	○制度の利用を希望される犯罪被害者等からの申出等への対応のほか、犯罪被害者等の心情等が加害者たる受刑者等に適切に伝達され、また、犯罪被害者等の希望に応じ、加害者が述べた内容が被害者等に適切にフィードバックされるよう、管内矯正施設の被害者担当への助言・指導を継続した。 ○制度の円滑な運用に向け、関係機関・団体との情報共有を図るとともに、講師を招へいして研修を実施するなど、連携強化に努めた。	5 東北矯正管区【国】
57	2-(1)		○被害者等による制度の利用があった。 利用件数 6件（内2件は基本的施策6-No.7と重複）	8 仙台保護観察所【国】
58	2-(1)	「被害者参加制度」及び「意見陳述制度」の運用	○公判における被害者参加制度や意見陳述制度について説明した。 ○被害者参加及び意見陳述について支援した。	4 仙台地方検察庁【国】
59	4-(3)	「意見等聴取制度」の運用	○制度の利用を希望する被害者等に適切に対応した。	7 更生保護委員会【国】
60	4-(5)		○制度の運用にあたっては各地方更生保護委員会と連携を図り、被害者等への支援や負担軽減に努めるよう配慮するとともに、被害者等の通知先変更等に関して、各検察庁と連携し、事務の遺漏等の防止に努めた。	8 仙台保護観察所【国】
61	－	「被害者連絡制度」の運用	○制度に基づき、連絡を希望する犯罪被害者やその家族に対し、確実な対応を図った。	11 第二管区海上保安本部【国】
	2-(1)			12 宮城海上保安部【国】
62	3-(1)		○被害者連絡実施要領等に基づき、警察官による訪問・連絡活動を希望する被害者等に対して支援活動を実施した。	62 警務課【警察】
63	4-(3)	分類不可（支援計画に記載なし）	○ストーカー・DV対策や性犯罪被害防止対策、子供の犯罪被害防止対策、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底を図った。	64 県民安全対策課【警察】
64	4-(3)	分類不可（支援計画に記載なし）	○福祉犯の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努めるとともに、少年相談窓口の周知広報、少年サポートセンターに配置された専門職である少年警察補導員による支援、再被害防止のための助言指導等の支援を実施した。	65 少年課【警察】

基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

【施策の効果】

- 公認心理師や臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラー等が犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施することにより、犯罪被害者等の精神的負担の早期軽減を図ることができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	－	障がい等を有する犯罪被害者等への支援	○「障害者就業・生活支援センター」において、就業や生活に関する様々な相談に対応した。 相談日 原則月～金曜日（祝日・年末年始除く） 時間 原則9:00～17:00 形態 電話相談、来所相談（予約制） ○「宮城県障害者福祉センター」において、障害のある方やそのご家族が抱える様々な相談に対応した。 開館日 月曜日、水～金曜日（祝日・年末年始・火曜日が祝日である場合の翌水曜日を除く） 開館時間 9:00～21:00 形態 電話相談、来所相談	20 障害福祉課【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
2	4-(4)	精神保健福祉の相談機関における支援	○各保健福祉事務所（保健所）において、精神科医、保健師等による精神保健福祉相談を実施した。 計48回、延べ89名	21 精神保健推進室【県】
3	4-(4)		○電話相談、来所相談に応じるとともに、関係機関との連携を図った。 ・ ころの相談電話 2,786件 相談日 月～金（祝日、年末年始を除く） 時間 9:00～12:00、13:00～17:00 ・ 自死に関する相談電話 532件 相談日 月～金（祝日、年末年始を除く） 時間 9:00～16:00 ・ 来所相談（要予約） 1,001件 相談日 月～金（祝日、年末年始を除く） 時間 8:30～17:00	26 精神保健福祉センター【県】
4	4-(4)		○様々な心の悩みに対応するため、以下の事業を関係機関と連携しながら進めた。 ・ 電話相談「はあとライン」 平日 10:00～12:00 13:00～16:00 「ナイトライン」 年中無休 18:00～22:00 ・ 来所相談（個別相談） 事前の電話予約後、初回個別相談を実施し、支援方針を決定。継続相談や他機関紹介等の対応を行った。 ・ 自殺対策推進センター業務 電話相談に加え、面接並びに訪問等による相談支援を実施した。	38 精神保健福祉総合センター【仙台市】
5	－	女性のための相談機関における支援	○女性相談支援センターや女性自立支援施設において、困難な問題を抱える女性の保護及び支援を実施した。	19 子ども・家庭支援課【県】
6	4-(1)		○一時保護となった被害者等のうち自立に向けて継続的な支援が必要な者について、女性自立支援施設への入所措置を行い、施設間の連携に努めた。 12件（うちDV9件）	25 女性相談支援センター【県】
7	4-(4)	相談機関及び警察におけるカウンセリングの充実（新計画に記載なし）	○児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、より専門的な機関へのあっせん、各種相談窓口の情報提供を行った。	22 中央児童相談所【県】 23 北部児童相談所【県】 24 東部児童相談所【県】
8	4-(4)		○仙台市配偶者暴力相談支援センター事業において心理カウンセリングを実施した。 44件（実人数 15名） ○仙台市男女共同参画推進センター（エル・ソーラ仙台）において、性暴力被害者心理カウンセリングを実施した。 7件（実人数 3名）	34 男女共同参画課【仙台市】
9	4-(4)		○対象となる被害者のニーズに応じて速やかにカウンセリングを行った。 ○増加する面接相談やカウンセリングに対して、常設の専用相談室を効率的に活用した。	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
10	4-(4)		○会員が公益社団法人みやぎ被害者支援センターの依頼を受け、精力的にカウンセリングを行った。	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会【団体】
11	4-(4)		○被害者等の精神的負担の早期軽減に向け、宮城県警察犯罪被害者支援室に配置された公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーが犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。 38事案、延べ49名、延べ251回 ○部外専門相談員のスーパーバイズを活用し、相談者に寄り添った適切なカウンセリングを実施した。 部外専門相談指導員 12名	62 警務課【警察】

基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組

【施策の一例】

共同参画社会推進課【県】（基本的施策 6－No.3）

殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給した。【新規】

（遺族見舞金 30 万円、重傷病見舞金 10 万円）（計 17 件、210 万円）

警務課【警察】（基本的施策 6－No.11）

ハウスクリーニング及び診断書料に関する公費負担制度について、一部拡充を図った。

【新規】

基本的施策 3 居住の安定（第 13 条）

【施策の効果】

- 犯罪等により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、関係機関が連携することで、ニーズに沿った支援を実施することができた。
- 犯罪被害者等からの相談に応じ、即時入居可能な公営住宅を紹介することにより、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることにより想定される再被害を防止することができた。

No.	旧計画	施策名	令和 6 年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	－	県営住宅の活用による支援	○緊急で現住所を離れる必要がある犯罪被害者世帯からの相談に応じ、即時入居可能な県営住宅を紹介し、転居に繋げた。 転居実績 1 件 ○加害者から離れるため、転居を希望している犯罪被害者世帯からの相談に応じ、市町村の公営住宅担当課と連携し、市営住宅の紹介を調整した。 紹介実績 2 件	29 住宅課【県】
2	－	民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実	○住宅セーフティネット制度の啓発物を活用し普及啓発を実施した。 ・「住まいが見つからなくてお悩みの方へ」チラシ ・「宮城県内のお部屋探しや入居から退去までの支援については居住支援法人におまかせください」パンフレット （配布先：県内市町村や関係機関など） ○住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居に向け、課題等について意見交換等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人で構成する連絡会を開催した。（計3回）	29 住宅課【県】
3	1-(4)	民間賃貸住宅の媒介等に関する支援	○警察本部との協定に基づき、会員業者へ住宅確保について協力要請を行った。 相談件数 1 件	60 （公社）宮城県宅地建物取引業協会【事業者】
4	1-(4)		○（公社）宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づき、被害者等への適切な教示に努めて、ニーズに沿った支援を実施した。	62 警務課【警察】

基本的施策 4 雇用の安定（第 14 条）

【施策の効果】

- 企業等に対し、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の普及に向けた周知啓発を行うことにより、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止することに寄与した。

No.	旧計画	施策名	令和 6 年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	－	「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知	○企業等に対し、導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行った。	9 宮城労働局【国】
2	－	就職支援窓口の運営	○「みやぎジョブカフェ」や「みやぎシゴトサポートセンター」、「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」等において、就職支援を実施した。 ・就職決定数 みやぎジョブカフェ 978人 みやぎシゴトサポートセンター 3,810人 みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター 63人	27 雇用対策課【県】
3	－	労働相談及び個別労使紛争あっせんの実施	○多岐にわたる労働相談に対し、関連する制度の説明、適切な専門機関の紹介等を行ったほか、個別労使紛争のあっせんでは、労使双方の事情を丁寧に聴取することで、問題の解決に向けてきめ細やかに寄り添うことができた。 労働相談 相談件数（実数）1,113件 個別労使紛争のあっせん 申請7件 （うち 解決3件 取下1件 打ち切り3件） 相談日 平日（年末年始閉庁日除く） 時間 8:30～17:00 形態 来庁、専用相談電話、 電子メール・電子申請 24時間受付（回答目途：2週間以内）	33 審査調整課【県】

基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援（第 15 条）

【施策の効果】

- 損害賠償命令制度等の情報提供を行うほか、犯罪被害者等支援に精通した弁護士を紹介することにより、犯罪被害者等が損害賠償請求に関する訴訟を起こす際の時間、労力、費用等の負担を軽減することができた。

No.	旧計画	施策名	令和 6 年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	1-(1)	「仙台弁護士会犯罪被害者サポート	○刑事手続において、資力のない被害者等が弁護士の選任等を希望している場合、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターに取り次いだ。	4 仙台地方検察庁【国】
2	－	センター」による弁護士選任支援	○弁護士相談を要望する被害者等の意向に基づき、被害者等支援に精通した弁護士を標記センターを介して迅速に紹介するとともに、相談時に付添支援を実施した。 紹介件数 41件	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
3	－	「仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンター」による弁護士選任支援	○仙台地方検察庁【国】、宮城県警察及び（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】からの弁護士取次依頼を受けて、標記センターにおいて、犯罪被害者等に対する弁護士選任支援を行った。 取次依頼件数 30件 （基本的施策9－No.60と重複）	55 仙台弁護士会【団体】
4	1-(1)	損害賠償に係る各種制度の情報提供	○被害者等に損害賠償命令制度等について説明を行い、適切な権利行使ができるように努めた。	4 仙台地方検察庁【国】
5	1-(1) 2-(2) 3-(2) 4-(2)		○【再掲：基本的施策1－No.15を参照】 ○経済的に余裕のない方（資力が一定基準以下の方）に対し、無料法律相談を行い（法律相談援助）、民事裁判等の手続きを必要とする場合には、その準備及び追行のための弁護士・司法書士費用等の立替えを行った。（民事法律扶助）	56 日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】
6	1-(1)		○被害者等に対し、自動車賠償責任保険及び政府保障制度等の損害賠償請求制度の概要を記載したパンフレット等を配布・説明し、被害者等が必要とする情報提供を行った。	69 交通指導課【警察】

基本的施策 6 経済的負担の軽減（第16条）

【施策の効果】

- 県及び市町村から犯罪被害者等見舞金（支援金）を支給（交付）することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることができた。
- 犯罪に起因する検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料等を公費で負担することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	1-(1)	犯罪被害給付制度の周知・運用	○仙台弁護士会の全会員向けに、被害者支援制度、被害者等の権利の実現、犯罪被害者給付制度等についての研修を行った。 （令和6年12月19日 仙台弁護士会館 参加者：34名）	55 仙台弁護士会【団体】
2	1-(1)		○県警ホームページの犯罪被害者支援コーナーにおいて犯罪被害給付制度について教示したほか、同コーナーにおいて「犯罪の被害にあわれた方へ」のパンフレットを掲載し、情報提供を図った。 ○警察職員に対し、犯罪被害給付制度の対象となる被害者等への誤りのない説明が図れるよう教養を実施した。 （計8回、出席者：231名） ○犯罪被害給付制度の裁定事務について、被害者等の経済的負担の早期軽減・回復に向けて迅速な裁定事務に努めた。 ○（公社）みやぎ被害者支援センターの支援活動員に対し、犯罪被害給付制度について講義を実施した。（計2回、出席者：3名）	62 警務課【警察】
3	1-(4)	犯罪被害者等見舞金の給付	○殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給した。【新規】（遺族見舞金 30万円、重傷病見舞金 10万円） 計17件、210万円	15 共同参画社会推進課【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
4	－	犯罪被害者等見舞金の給付	○犯罪行為により死亡した方の遺族、犯罪被害により重症病を負った方、性犯罪の被害を受けた方に支援金を交付した。 【新規】（遺族支援金 30万円、重傷病支援金 10万円、性犯罪被害支援金 10万円） ・遺族支援金 計0件、0円 ・重傷病支援金 計2件、20万円 ・性犯罪被害支援金 計10件、100万円	35 市民生活課【仙台市】
5	－	刑事手続等における経費負担の軽減	○心情等聴取・伝達制度の利用申出がなされた場合には、申出人の最寄りの矯正施設において聴取を実施するとともに、聴取場所までの旅費を支給することなどにより、犯罪被害者等の経済的負担を軽減する体制を整えた。	1 宮城刑務所【国】 2 東北少年院【国】 3 青葉女子学園【国】
6	1-(2)		○遠隔地に居住する被害者等への取調べに際し、必要に応じて検察官が居住地に赴き、あるいはTV会議システムを使用したりモートの取調べを行って、本人による経費負担削減を図った。 ○被害者等に対し、被害者参加旅費等支給制度について教示し、同制度の周知に努めた。	4 仙台地方検察庁【国】
7	1-(2)		○他庁への事務嘱託による心情等聴取・伝達制度の利用により、被害者等の経済的負担を軽減した。 利用件数 2件（全数は基本的施策1－No.57を参照）	8 仙台保護観察所【国】
8	2-(2)		○事件捜査、公判等に係る弁護士相談に関して被害者等に実質的な負担を生じさせない等の経済的負担軽減策について仙台地方検察庁【国】への説明を行うとともに、その周知の依頼をした。 ○仙台地方検察庁【国】、宮城県警察、（公社）みやぎ被害者支援センターとの意見交換会を実施した。 （令和6年6月26日 仙台地方検察庁） （全ての項目について、基本的施策9－No.60と重複）	55 仙台弁護士会【団体】
9	－	「公費負担制度」の運用等	○犯罪被害者等の被害にかかる診断書料、事情聴取の際の旅費、司法解剖を行う際の遺体修復費用及び解剖後の遺体搬送費用等を公費で負担する本制度について、犯罪被害者等に対し説明を行ったほか、ホームページ等で周知を図った。	11 第二管区海上保安本部【国】
10	1-(2) 2-(2)		○犯罪発生時に要する検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料等や、司法解剖に係る費用を公費で負担する本制度について周知を図った。 ○司法解剖後の遺体の搬送や修復のための費用を公費で負担する本制度について周知を図った。 ○捜査上必要な事情聴取のために犯罪被害者等が出頭する場合の旅費を公費で負担する本制度について周知を図った。	12 宮城海上保安部【国】
11	1-(2)		○凶悪事件等の検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料等を公費で負担し、被害者等の経済的負担の軽減に努めた。（計219回、79名） ○犯罪被害者等のカウンセリングに要する経費を公費で負担し、精神的・経済的負担の軽減に努めた。（計177回、20名） ○ハウスクリーニング及び診断書料に関する公費負担制度について、一部拡充を図った。【新規】	62 警務課【警察】
12	1-(4)	一時避難に要する費用の負担	○一時保護所及女性自立支援施設に入所中のDV被害者に対し、自立を支援するための資金貸付事業を実施した。	19 子ども・家庭支援課【県】
13	1-(4)		○公費負担制度が適用されない性被害者等に対する一時避難場所における宿泊費の助成を行った。 （計1件、3.2万円）	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
14	1-(2)	一時避難に要する費用の負担	○危険性・切迫性の高いストーカー・DV事案の被害者等に対して、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担し、被害者等の精神的・経済的負担の軽減及び被害の未然防止・拡大防止を図った。 運用状況 8事案（※数字はR6年中） （基本的施策10－No.20と重複）	64 県民安全対策課【警察】
15	1-(3)	被害品の早期発見と還付	○盗品処分予想先業者に対する捜査を行い、被害品の早期発見と被害者への還付を行った。 ○盗品捜査を行ったほか、窃盗の被害者に対しネットオークション等における被害品の出品の有無について検索するよう指導した。 ○県内の金属等買取業者に対して、盗難被害品の可能性が認められる物件の取扱い時における通報依頼等について指導した。 ○建設重機等の盗難被害者に対し「中古建機情報NET」の活用を指導した。 ○放置自転車の撤去について、仙台市と連携して撤去車両の盗品照会を行い、盗難されたと確認できた自転車を被害者に還付した。 ・撤去車両 2,502台 ・盗難自転車確認数 161台 ・還付数 98台（いずれも令和6年）	67 捜査第三課【警察】
16	1-(3)	犯罪の水際対策の実施	○出入国在留管理庁・税関・海上保安庁等との連携を強化し、犯罪の水際対策及び盗難自動車の輸出防止対策を推進した。 ○実務担当者を中心とした組織犯罪水際対策連絡会議を開催し、各機関の連携強化に努めた。 （令和6年7月18日）	68 組織犯罪対策第一課【警察】
17	1-(3)	特殊詐欺事件の早期対応	○「宮城県警察特殊詐欺対策プロジェクトチーム」による指揮の下、特殊詐欺捜査担当者が、迅速な手配・検索等の連携を図り、受け子被疑者が県外に逃走する前に早期検挙し、被害金や被害品であるキャッシュカードを使用して引き出された現金を発見・押収したほか、犯罪収益の剥奪をする等の被害回復を推進した。	68 組織犯罪対策第一課【警察】
18	1-(4)	緊急支援金の支給	○犯罪被害等に起因し、費用の支弁が困難かつ緊急に支援が必要な被害者に対して、転居費用、医療費用のための緊急支援金を支給した。 ・全国被害者支援ネットワーク緊急支援金 1件 ・（公社）みやぎ被害者支援センター 1件	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
19	1-(4)	自動車事故の被害者への支援	○関係被害者団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施した。 （基本的施策7－No.49と重複）	51 （独）自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】
20	1-(4)	暴力団による不法行為による被害者への見舞金等の支給（新計画に記載なし）	○見舞金・貸付金ともに支給当該事案の認定はなかった。	46 （公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】
21	2-(1)	性暴力に係る医療費等負担（新計画に記載なし）	○性犯罪・性暴力等被害者等に対する法的支援、身体的被害の支援、精神的被害の支援を行った。 弁護士相談（AV出演被害防止・救済関係以外） 31件 公費負担件数（医療費） 68件 公費負担件数（カウンセリング費用） 65件	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】

基本目標 3 支援等のための体制整備への取組

【施策の一例】

共同参画社会推進課【県】（基本的施策 9－No.13）

医療・福祉専門職を中心とした犯罪被害者等支援に従事する方を対象とした「宮城県犯罪被害者等支援専門職研修会」を開催した。【新規】

（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】（基本的施策 9－No.57）

犯罪被害者等支援条例を制定している各市町村のうち、5市を選定して、運用状況や被害者等に接する際の留意点等について共有することを目的とした意見交換会を開催して、共に顔の見える関係の構築を図った。【新規】

基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第 11 条）

【施策の効果】

- 相談内容に応じて、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係団体が行う支援に関する情報、医療機関に関する情報等の提供及びそれらに関する助言を行うことができた。

No.	旧計画	施策名	令和 6 年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	2-(1) 5-(3)	各種相談窓口での相談対応	○事件担当の検察官・検察事務官が、被害者等の支援ニーズを把握した上、捜査公判支援・刑事政策推進室において、対応可能な外部の被害者等支援機関・団体、専門家に取り次いで、被害者等が必要とする支援を実現した。 ○被害者等の相談内容に応じ、各種支援制度について紹介した。	4 仙台地方検察庁【国】
2	4-(4) 5-(3)		○常設相談所（仙台法務局及び各支局）を開設して人権に関する相談に対応した。 相談件数 3,327件 相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時間 8:30～17:15 形態 電話相談、面接相談、インターネット相談、LINE相談 ○こどもの人権110番強化週間に児童虐待被害者等への取組を強化した。 ○常設相談所のほか、人権週間等に特設相談所を開設し、人権侵害の被害者等救済の取組を強化した。	6 仙台法務局【国】
3	2-(1)		○仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えているほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封した。	7 更生保護委員会【国】
4	1-(4) 4-(3) 4-(4) 5-(3)		○関係機関から相談があった犯罪被害者等が経済・就労等に関する生活支援を必要とするケースについて、積極的に外部相談支援機関へつなげた。 ○被害者等からの電話相談等を実施し、適宜適切な助言や情報提供を行ったほか、状況に応じて受付業務の円滑化を図ったり、事案の特性に応じて関係機関の情報提供を行ったりするなど、関係機関と連携を深めた。 相談・支援件数 計39件	8 仙台保護観察所【国】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
5	4-(3)	各種相談窓口での 相談対応	○公共交通事故被害者へコンタクトカードを配布し、相談窓口の周知を図った。 対象事故 1件	10 東北運輸局【国】
6	4-(4)		○生徒指導に関連して、生徒へのカウンセリングを担当する専任の教職員を配置している私立の小・中・高校等に配置に係る経費を補助し、相談体制の整備の支援を実施した。 ○児童生徒の悩み等を相談する窓口としてSNSを活用した相談体制を整備した。	13 私学・公益法人課【県】
7	－		○県庁交通事故相談室に相談員2名を配置し、面談又は電話により、交通事故の解決方法等に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施した。 交通事故相談 151件（うちリモート0件） ○弁護士による法律相談(月2回)を実施した。 弁護士法律相談 24件（うちリモート0件） ※仙台を除く地方振興事務所及び地域事務所の県民サービスセンターにおいて、リモートによる交通事故相談・弁護士法律相談も実施。	14 地域交通政策課【県】
8	4-(4)		○「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する相談に対応した。 相談件数 1,147件 （※一般相談、法律相談、男性相談、LGBT相談を含む延べ件数） ○専用電話「犯罪被害者支援のための総合相談窓口」を設置した。 相談件数 36件 相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時間 9:00～12:00、13:00～17:00 形態 電話相談 ○子ども・若者総合相談センターを運営し、相談内容に応じて適切な支援機関の情報提供を行った。 ・石巻圏域子ども・若者総合相談センター 相談件数 889件 ・県南圏域子ども・若者総合相談センター 相談件数 380件	15 共同参画社会推進課【県】
9	4-(4)		○消費生活相談を実施した。（電話、来所、電子申請による受付） ○法律顧問を委嘱し、消費者問題に関する諸法律問題の処理について助言を受けた。 ○法律顧問を講師に迎え、相談対応能力の向上のための「法律相談会」を開催した。（年3回） ○「アドバイザー弁護士制度」により法的な助言を行ったほか、「指定消費生活相談員」を設置し、実践研修を行うなど、県内市町村の相談機能等の強化を支援した。 実践研修の受入 6自治体	16 消費生活センター【県】
10	2-(1) 4-(4)		○子どもの最善の利益を考慮して必要な支援が提供できるよう、地域の子育て支援サービスや相談機関に関する情報収集に努め、面接や家庭訪問時に必要な情報をタイムリーに提供した。 ○児童に対する的確な心理アセスメントを行い、保護者や里親、児童にかかわる支援者と共有した上で、効果的かつ継続的な心理的支援を行った。	22 中央児童相談所【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
11	2-(1) 4-(4)	各種相談窓口での 相談対応	○居住地域で利用可能な専門相談や支援制度等の情報を収集し、電話相談・来所相談及び一時保護者への支援の中で必要な情報提供を行った。 ○女性のための専門電話相談を継続的に設置しており、被害者等を含む困難を抱える女性への助言、情報提供等の支援を行った。 相談受件数 962件（うちDV相談315件、うち男性DV相談11件） ○嘱託精神科医を配置し、一時保護中の被害者等に対して定期的な医師面接を実施した。 延べ26件 ○一時保護中の被害者等に対し、心理カウンセラーによる面接と必要に応じて心理検査を行い、精神的被害のアセスメントと回復に努めた。 心理面接件数 延べ60件 心理検査実施件数 延べ66件	25 女性相談支援センター 【県】
12	2-(1) 5-(3)		○相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供した。	26 精神保健福祉センター 【県】
13	4-(4)		○（公財）宮城県国際化協会（MIA）に「みやぎ外国人相談センター」を設置し、相談員を配置するほか、三者での通話が可能なトリオフォン機能を付加した電話機を設置し、外部多言語コールセンターを利用することで、外国人県民やその家族から寄せられた相談に対して、多言語で対応するとともに、必要な情報提供や専門窓口の紹介など問題解決に向けたアドバイスをを行い、外国人県民等の不安解消、問題解決等に寄与する体制を整備した。 相談件数 363件 対応日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00 対応言語（13言語） 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ロシア語・タイ語・ヒンディ語	28 国際政策課【県】
14	4-(4)		○児童生徒のいじめ・犯罪被害等に対する心のケアや円滑な学校生活を保障するため、以下の相談・カウンセリング体制を整備し、被害児童生徒に対するセーフティネットとして活用した。 ・県教育庁に本庁関係課室、地方機関、教育機関を横断的に組織した「児童生徒等心の支援チーム」を設置し、児童生徒や保護者への対応及び教職員等への助言や課題解決の支援を行った。 ・各教育事務所専門カウンセラー及び教育相談コーディネーターを県内の教育事務所に配置した。 （配置数：5箇所（全教育事務所）） ・スクールソーシャルワーカーを配置した。 （配置数：34市町村） ○【再掲：基本的施策1－No.29を参照】	30 義務教育課【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
15	4-(4)	各種相談窓口での相談対応	○専門機関と連携し、電話相談や面接相談による相談を行った。 （総合教育センター内「不登校・発達支援相談室」分） 電話相談 697件（令和5年度 803件） 来所相談 435件（令和5年度 405件） ○「24時間子供SOSダイヤル」により、児童生徒がいつでもどこでも相談できる体制を維持した。 相談件数 1,617件（令和5年度 1,257件） ○SNS等を活用した相談体制として、LINEを活用した相談を行った。 相談件数 343件（令和5年度 458件） ○相談機関の周知広報用のカードを作成し配布した。 （配布先）県内全公私立小・中・高校 配布枚数 290,000枚 ○スクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーへの指導・助言、緊急時の学校からの派遣要請への対応等に活用した。 配置人員 2名 ○【再掲：基本的施策1－No.30を参照】	31 高校教育課【県】
16	4-(4)		○早期に被害者の状態を把握し、相談やカウンセリング等の必要性を素早く判断し、報告するよう県立特別支援学校に周知した。 ○【再掲：基本的施策1－No.31を参照】	32 特別支援教育課【県】
17	2-(1) 4-(4)		○仙台市配偶者暴力相談支援センター事業において相談（電話・面接）を実施した。 相談件数（電話・面接） 1,800件 ○仙台市男女共同参画推進センター（エル・ソーラ仙台）において女性相談（相談・面接）を実施した。 相談件数（電話・面接） 620件 ○仙台市「女性への暴力相談電話」を運営した。 相談件数 215件	34 男女共同参画課【仙台市】
18	4-(4)		○犯罪被害に遭われた方やその家族を支援するため、各種支援施策や関係機関等を紹介する「犯罪被害者等支援総合相談窓口」を運営した。 相談件数 30件 相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時間 9:00～17:00 形態 電話相談 ○交通事故に遭われた方やその家族の支援・救済のため、「交通事故相談所」を運営した。 （市民局生活安全部自転車交通安全課が実施） 相談件数 102件 相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時間 9:00～12:00 13:00～16:00 形態 電話相談、面談相談	35 市民生活課【仙台市】
19	4-(4)		○以下の各種消費生活相談を実施した。 ・消費生活相談 ・消費生活特別相談（弁護士・消費生活相談員による電話相談） 実施日：月1回（原則毎月第3日曜日） ・移動相談（来所困難な相談者宅を訪問して行う相談） 関係機関からの要請がなかったため実施しなかった。	36 消費生活センター【仙台市】
20	5-(3)		○支援が必要な方に対して、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの支援施策にかかる情報提供を行うとともに、犯罪被害者等からの経済的困窮に関する相談が寄せられた際には、懇切丁寧な対応に努めた。	37 保護自立支援課【仙台市】
21	5-(3)		○相談内容に応じて、必要な相談支援機関や医療機関等を紹介するなど、情報提供を行った。	38 精神保健福祉総合センター【仙台市】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
22	4-(4)	各種相談窓口での相談対応	○開庁時間以外の緊急・相談電話への対応の充実を図るため、電話相談業務委託を継続し、犯罪被害者等からの相談や各種情報提供を行った。 ○児童心理司を中心として被虐待児への質の高い治療（ケア）を継続的に行った。	41 児童相談所【仙台市】
23	4-(4)		○仙台多文化共生センターにおいて外国人相談業務を実施し、犯罪被害者に関する相談を受け付けた。 相談件数 0件 対応日時：毎日 9:00～17:00（仙台国際センター休館日を除く） 対応方法：対面、電話、FAX、Email、手紙 対応言語（24言語） 日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウクライナ語、ウルドゥー語（トリオフォンによる通訳を介しての対応も含む）	42 交流企画課【仙台市】
24	4-(4)		○仙台市教育相談室内に相談電話を設置し、いじめ、犯罪被害等児童、生徒の悩み等に対応した。 ○仙台市教育委員会内に24時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、児童生徒や保護者からの悩み等に対応した。 ○毎週日曜日と長期休業明けの期間、仙台市立の中学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校の生徒を対象とした仙台市いじめSNS相談を実施し、生徒にとってより手軽と思われるSNSを活用し、生徒の悩み等に対応した。 ○【再掲：基本的施策1-No.32を参照】	43 教育相談課【仙台市】
25	4-(4)		○暴力団問題等に関する相談を受けたほか、県内一円で不当要求等無料出張相談所を開設した。 相談受理件数 4,624件（2月末時点） 不当要求等無料出張相談 1件（年5回開催）	46 （公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】
26	4-(2) 4-(4)		○相談ツールとして件数が増加しているメール相談を継続して実施したほか、電話・来所相談により、何らかの支援が必要と判断された相談については面接相談へと移行し、相談者のニーズに応じた支援を行った。 相談件数（形態） 計1,020件 ※宮城県委託業務の件数を含む（電話 714件、メール 55件、来所・面接 54件、直接支援 252件） 相談日・時間 火～金（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00 ○宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城（けやきホットライン）」を継続運用した。 性犯罪・性暴力被害相談員数 26名 相談件数（形態） 計847件（令和5年度 1,169件） （電話 556件、メール 46件、来所・面接 42件、直接支援 203件） 相談日・時間 月～金 10:00～20:00 各日2～3人 土 10:00～16:00 3人（男性相談員相談受理日） ※時間外の相談については「夜間・休日コールセンター」にて受理。 相談件数（形態） 計272件 ※時間内相談件数の内数（電話 265件、来所・面接 4件、直接支援 3件）	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
27	4-(4)		○仙台市社会福祉協議会が運営する権利擁護センター、成年後見総合センターを始め、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等において、関係機関を通じ相談を受けた。	49 （社福）仙台市社会福祉協議会【団体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
28	2-(1) 4-(4)	各種相談窓口での 相談対応	○電話・インターネット相談の内容により必要に応じて関係機関を紹介した。 ○仙台市無料法律相談とこころの健康相談会の受付対応を行った。	50 (社福) 仙台いのちの電話【団体】
29	1-(4) 2-(1) 4-(4)		○交通事故被害者の相談に対応するとともに制度の案内を行った。 ○当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、精神的支援を目的とした訪問支援及び電話相談、被害者同士の情報交換を目的とした交流会を実施した。 ○重度後遺障害を負われた方の状況・環境を踏まえ、対面での訪問支援が難しい場合には、オンラインでのリモート訪問支援を実施した。 ○介護を行うご家族のレスパイト（休息、小休止）目的等で利用可能な短期入院協力病院・協力施設等の紹介を行った。 ○当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、訪問や電話で相談に対応した。 ○NASVA交通事故被害者ホットラインを設置した。 相談日・時間 平日) 10:00～12:00、13:00～16:00 形態 電話相談 対応内容 NASVAサービスの案内、各種相談機関の窓口紹介	51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】
30	4-(4)		○相談内容に応じて、精神医学的な相談を行ったほか、心理支援として、カウンセリング等の対応を行う体制を継続した。	52 東北大学病院精神科【団体】
31	4-(3) 4-(4)		○犯罪被害者精通弁護士名簿を作成し、法テラスからの依頼があった事案について、遅滞なく弁護士を紹介できる体制を整えた。 ○DV・ストーカー相談窓口を通じ、必要に応じて個別対応を行った。 名簿登録者数 29名 (DV名簿のみ) 70名 (DV・ストーカー名簿) 取次依頼件数 50件 ○犯罪被害者相談窓口における電話相談を通じ、必要に応じて個別対応を行った。 名簿登録者数 54名 相談件数 155件 ○当会に設置された各種相談窓口との連携強化に努めた。	55 仙台弁護士会【団体】
32	1-(1) 2-(1) 3-(1) 5-(3)		○犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口の案内した。	56 日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】
33	2-(1) 4-(3) 4-(4) 5-(3)		○犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者等に対して、相談を通じ、精神的被害の回復、軽減を図るため、専門的知識等を有する警察職員を犯罪被害者部内相談員に登録し、県下各警察署等に配置して運用した。 部内相談員 38名 ○「性犯罪被害相談電話」(#8103 (ハートさん))を運用し、性犯罪被害者等の心理に精通した職員が適切に対応した。 対応件数 229件 相談日・時間 24時間対応 (※担当課対応は平日8:30～17:15) 形態 電話相談 (基本的施策10-No.11と重複) ○相談内容の緊急性に応じて、速やかな面接相談の実施及び警察署への引継ぎを行うとともに、必要に応じて関係機関等を教示した。	62 警務課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
34	4-(4) 5-(3)	各種相談窓口での 相談対応	○警察本部及び県下各警察署において、事案内容に応じた適切な対応を推進した。 ○被害者等の心情に配慮した相談・事案対応を推進するとともに、被害者等が相談しやすい環境を確保した。 ○DV相談受理時に被害者等に対し保護命令制度等について教示するなど、保護対策の徹底を図った。 相談等件数 2,127件（前年比+324件） 保護命令 42件（前年比+14件）（※いずれも数字はR6年中）	64 県民安全対策課【警察】
35	4-(4) 5-(1)		○相談窓口（少年相談電話、いじめ110番）で、少年や保護者の悩み等に対応した。 相談件数 非公開 相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時間 8:30～17:15 形態 電話相談 ○各種広報資料へ相談窓口を掲載し周知を図った。	65 少年課【警察】
36	4-(4)		○来庁者及び電話による相談を受理し、24時間体制で暴力団関係相談に対応した。 ○仙台弁護士会【団体】、（公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】の三者共催で民事介入暴力相談の無料相談出張所を開設し、相談を受理した。（計5回） 開催地：石巻市、大崎市、登米市、大河原町、多賀城市	68 組織犯罪対策第一課【警察】
37	2-(1) 4-(4) 5-(3)		○警察本部及び各警察署において、被害者等の交通事故内容に応じた適切な対応を実施したほか、被害者等が必要とする内容に応じて、警察以外における相談窓口等についても積極的に情報提供を行った。 ○対象となる事案が発生した場合は、「交通事故の被害者とその家族のために」リーフレットをお渡しし、必要な情報提供を行った。	69 交通指導課【警察】
38	－	犯罪被害者等支援 制度の広報や周知	○宮城県から「犯罪被害にあわれた方々に私たちができること」リーフレット／ポスターや「犯罪被害等の相談窓口のご案内」リーフレットの提供を受け、窓口等に配架及び掲示した。 （基本的施策13－No.9と重複）	各機関
39	－		○心情等聴取・伝達制度に基づく申込みや問合せがあった際は、制度概要や法務省ホームページの掲載内容を説明するとともに、実際に犯罪被害者等に聴取を行う際にはリーフレット等を使用して詳細に説明し、制度の周知を図った。	1 宮城刑務所【国】
40	－		○加害者の処遇状況等に関する通知を希望した被害者等に対し、通知する際に心情等聴取・伝達制度のリーフレットを同封して、本制度の周知に努めた。	2 東北少年院【国】
41	－		○施設内にポスターを掲示するほか、面会待合室にリーフレットを設置するなど、犯罪被害者等支援制度の広報や周知に努めた。	3 青葉女子学園【国】
42	5-(1) 5-(3)		○学生等対象の広報活動の際に、法務省作成の冊子「犯罪被害者の方々へ」を配布した。 ○庁舎内の待合室等に、各種支援制度に関するパンフレットを配架した。	4 仙台地方検察庁【国】
43	－		○被害者等通知制度及び心情等聴取・伝達制度に関する情報に加え、当管区及び矯正施設に新たに整備した犯罪被害者等専用回線の電話番号を法務省ホームページに掲載した。 ○法務省において、犯罪被害者支援センター等に対し、心情等の聴取・伝達制度に係るリーフレットを送付したほか、矯正施設等で開催する矯正展等の催事において、広報ブースを設置してリーフレット等を配布するなど、本制度の利用方法等について広く情報提供を行った。	5 東北矯正管区【国】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
44	5-(1) 5-(3)	犯罪被害者等支援 制度の広報や周知	○庁舎内に更生保護における被害者支援施策（意見等聴取制度、心情等の聴取及び伝達制度、被害者等通知制度、相談・支援）に関するパンフレット等を配架し、来庁者に周知を図った。 ○ホームページに「更生保護における犯罪被害者等施策」のページを設け、各種制度の内容・利用の仕方等を掲載した。	8 仙台保護観察所【国】
45	5-(1)		○庁舎内に海上保安庁における犯罪被害者等支援制度にかかるパンフレットを配架し、来庁者に周知を図った。 ○海上保安庁ホームページにて当庁による犯罪被害者等支援制度について周知を図った。	12 宮城海上保安部【国】
46	5-(3)		○県ホームページ「青少年相談窓口のご案内」において、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者やその家族を支援している宮城県内の機関等について掲載した。	15 共同参画社会推進課【県】
47	5-(3)		○公式ウェブサイト掲載情報については、適宜更新に努めた。 ○庁舎内及び一時保護所の居室には、常に最新のパンフレットやポスター等を掲示した。	25 女性相談支援センター【県】
48	5-(3)		○被害を受けた児童・生徒は、被害後の不安や心配、悩みを感じた場合、専門のカウンセラーによる心のケアを受けられることを、学校を通じて児童生徒、保護者に周知した。	43 教育相談課【仙台市】
49	1-(4)		○【再掲：基本的施策6－No.19を参照】 ○市町村の発行する広報紙に「介護料支給制度」及び「交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）」の掲載を依頼した。 ○市町村及び関係機関を訪問し、制度の周知とポスターの掲示、該当者への案内を依頼した。 ○関係機関のホームページへの当機構ホームページのリンクの掲載やSNSでの連携を依頼した。	51 （独）自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】
50	2-(4)		○【再掲：基本的施策1－No.49を参照】	55 仙台弁護士会【団体】
51	4-(5)		○関係機関向けに法テラス犯罪被害者支援リーフレットを配布した。 ○関係機関に対して業務説明を行った。	56 日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】
52	1-(1) 1-(4) 2-(1) 4-(1) 5-(3)		○被害者等のための制度や関係機関団体等の支援内容、相談窓口等を掲載した「被害者の手引」について、掲載内容の見直しを行うとともに、関係機関の新たな制度等を盛り込み、被害者等に対する情報提供に努めた。 ○外国人被害者等のための「被害者の手引」（外国語版8か国）を、県警ホームページに掲載するとともに、県下各警察署、本部事件主管課等に備え付け、情報提供に努めた。 （対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語） ○県内の中高生から「被害者の手引」の表紙デザインを募集し、犯罪被害者等支援に対する中高生の理解を深めるとともに、県内の商業施設等において同デザインの展示会を開催し、県民に対して犯罪被害者等支援について広報した。【新規】 ○警察庁作成のパンフレット「警察による犯罪被害者等支援」を各種広報活動の際に県民に対して配布した。 ○国外犯罪被害者弔慰金等支給制度について、広報用ポスター及びパンフレットを活用して広報した。 （基本的施策11－No.3と重複）	62 警務課【警察】
53	－		○課内に被害者支援に関する配付物を配架するとともに、被害にかかる相談を受理した際には、同配付物を活用して被害者支援制度の周知を図った。	68 組織犯罪対策第一課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
54	1-(4) 2-(1)	犯罪被害者等支援 制度の広報や周知	○被害者等に対しては、被害発生直後から警察職員の付添いや情報提供、相談窓口の設置等を行い、被害者支援制度に関する周知徹底を図った。 ○被害者支援制度の広報については、交通安全教育等様々な機会において、制度への理解と周知を図った。 ○警察以外の機関による被害者支援制度等については、提供を受けたパンフレット等を警察署窓口で配付するなどして、情報提供を行った。	69 交通指導課【警察】

基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援（第18条）

【施策の効果】

- （公社）みやぎ被害者支援センターをはじめとする各種民間支援団体等に対し、財政支援を行うほか、活動の場を提供することにより、各団体の体制基盤の整備を図ることができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	1-(4) 3-(1) 4-(4)	DV被害者等支援 団体に対する支援	○民間支援団体と連携し、メール・チャット相談、出張相談、同行支援、民間シェルターの運営を実施した。 ○DV被害者等を保護・支援する民間団体へ民間シェルター運営費の補助を行った。 ○夜間・休日の電話相談やメール・チャット相談、出張相談、専門家による同行支援等を実施し、相談体制の充実を図った。	19 子ども・家庭支援課【県】
2	2-(3)		○DV・性暴力被害当事者の自助グループに対し、自助ミーティングを開催する場の安定的な確保への協力として、仙台市男女共同参画推進センター（エル・ソーラ仙台／エル・パーク仙台）の貸室を優先的に年間予約可とするともに、センターのホームページ上で団体紹介等の広報協力を行った。	34 男女共同参画課【仙台市】
3	2-(3)	犯罪被害者等の自助グループに対する支援	○「自助グループ定例会」「宿泊研修」「偲ぶ会」を開催し、フリートークを実施した。 計4回 延べ19人 ○東北管区警察学校における「犯罪被害者等のところにふれる講演会」へ自助グループ員を派遣した。 計8回 受講生 延べ662名 ○グループ員の自主研修の一環として、当センター等が開催した「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」に参加し性暴力被害者の講演を聴講した。 参加者：4名	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
4	2-(3)		○会員がみやぎ被害者支援センターと連携し、支援センター主催の自助グループにファシリテーターとして参加、支援を行った。	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会【団体】
5	2-(3)		○被害者等の心情の理解を深めるための活動として、（公社）みやぎ被害者支援センターと連携し、被害者等に自助グループの紹介を行い、活動の支援を行った。	62 警務課【警察】
6	2-(3)	自死遺族支援団体に対する支援	○自死遺族支援わかちあいのつどい「すみれの会」を実施した。 （月2回）	50 （社福）仙台いのちの電話【団体】
7	4-(2)	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	○（公社）みやぎ被害者支援センターが行う相談事業、広報啓発事業、調査研究事業等への支援のための補助金を交付した。 仙台市及び宮城県 各360万円	35 市民生活課【仙台市】 62 警務課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
8	4-(2)	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	○（公社）みやぎ被害者支援センターの財政基盤の強化のため、寄附型自動販売機の設置促進に向け、各種広報活動を積極的に行った。 設置台数 計69台（令和7年4月1日現在） ○（公社）みやぎ被害者支援センターの財政基盤の強化のため、賛助会員拡充に向けた積極的な働き掛けを行った。 新規加入団体 5団体 個人 14名	62 警務課【警察】
9	4-(2) 4-(3)	性暴力被害相談支援団体に対する支援	○性暴力被害相談支援センター宮城の運営業務を（公社）みやぎ被害者支援センターに業務委託し、支援体制の充実を図った。 ○性犯罪被害者等の早期負担軽減を図るため、性暴力被害相談支援センター宮城に専従のコーディネーターを配置し、関係機関との円滑な連携に努めた。 ○性暴力被害相談支援センター宮城におけるカウンセリング助成回数の制限を撤廃することにより、相談支援体制の充実を図った。【新規】 ○【再掲：基本的施策1-No.1を参照】	15 共同参画社会推進課【県】
10	4-(4)		○ワンストップ支援センターが実施する夜間・休日におけるコールセンターからの協力要請に対応する体制を構築した。	62 警務課【警察】

基本的施策 9 人材の育成（第19条）

【施策の効果】

- 犯罪被害者等支援に関する各種研修を実施したほか、市民講座等を実施することにより、犯罪被害者等支援に携わる職員等のみならず、県民全体で犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性に対する理解を深めることができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	－	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	○構成機関の連携強化と犯罪被害者等支援の意義等について理解を深めることを目的とした「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」において、講演を聴講した。 （令和6年5月23日 宮城県行政庁舎2階 講堂） 講師：宮城学院女子大学准教授 浅野晴哉 氏 講演内容：犯罪被害者等の心理と支援 ～潜在化しやすい犯罪被害の検討～	各機関 （欠席機関を除く）
2	－		○以下の矯正施設の被害者担当官を対象とした各種研修に参加した。 ・被害者等の心情等の聴取・伝達制度研修 （令和6年7月8日～11日 対象：全国の被害者担当官） （令和6年11月12日～14日 対象：東北地区の被害者担当官） ・被害者担当官事務打合せ会 （令和6年7月31日及び令和7年3月7日）	1 宮城刑務所【国】
3	－		○心情等聴取・伝達制度の担当者を対象とした犯罪被害者等の心情を聴取することを想定してのロールプレイを実施する等、対応能力を高める研修を実施した。	2 東北少年院【国】
4	－		○被害者担当官及び被害者心情理解指導担当の職員に対し、当事者による講話、トラウマとそのケアに対する理解を深めるための研修、上級機関主催の被害者担当官養成のための研修を受講させた。	3 青葉女子学園【国】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
5	－	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	○「心情等聴取・伝達制度」の業務を担う被害者担当官（刑事施設及び少年院において指定された職員）の育成に向け、宮城県警察や仙台保護観察所等の関係機関の協力を得て、犯罪被害者等支援、代理受傷への対処等に係る研修や事例検討会を実施した。 ・被害者等の心情等の聴取・伝達制度研修 （令和6年11月12日～14日 仙台矯正管区 参加者：18名） ・講演の実施 講演内容：刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の意義及び矯正施設が果たすべき役割等について 講師：宮城学院女子大学准教授 浅野晴哉 氏 （令和6年11月19日 仙台矯正管区 参加者：約80名） ・被害者担当官事務打合せ会 （令和7年3月7日 仙台矯正管区 参加者：15名）	5 東北矯正管区【国】
6	4-(6)		○法務省主催の被害者支援担当者中央研修に、被害者支援担当者を参加させた。 ○宮城県警察犯罪被害者支援室心理カウンセラーを講師として、司法修習生を対象とした犯罪被害者等に必要な支援に関する研修会を実施した。 （令和6年5月15日ほか3回 仙台地方検察庁 参加者：44名）	4 仙台地方検察庁【国】
7	4-(6)		○更生保護における犯罪被害者等施策に従事する職員を対象とした「被害者担当官等地方別協議会」を実施した。 （令和6年12月10日 オンライン会議 出席者：41名） ○東北管内の被害者担当保護司を対象とした「東北管内被害者担当保護司研修」を実施した。 （令和7年3月5日 オンライン会議 出席者：13名）	7 更生保護委員会【国】
8	4-(6) 5-(4)		○管内の保護司を対象とした被害者支援制度に関する研修を実施したほか、以下の各種研修等に参加した。 ・「被害者担当官等地方別協議会」 ・「東北管内被害者担当保護司研修会」 ・「全国被害者等担当保護司研修会」	8 仙台保護観察所【国】
9	4-(6)		○公共交通事故被害者支援室員等が国土交通省主催の「公共交通事故被害者等支援研修」を受講した。（受講者：4名） ○支援室員等を補佐する立場の補助員に対し、補助員向け研修を実施した。（出席者：3名） ○公共交通事故被害者等を対象としたフォーラムに職員が参加し、知識向上を図った。	10 東北運輸局【国】
10	－		○犯罪被害者等支援に携わる職員を対象とした以下の講演及び研修を開催し、知識及び心がまえ等の醸成を図った。 ・「グリーフケア等について」 （令和6年7月3日 第二管区海上保安本部） 講師：株式会社桜 代表取締役 笹原留似子 氏 内容：ご遺体を取り扱った際の遺族に配慮すべき事項等 ・「犯罪被害者等支援研修」 （令和6年7月19日 第二管区海上保安本部） 内容：海上保安庁とのリモートによる支援等研修	11 第二管区海上保安本部【国】
11	4-(6)		○犯罪被害者等支援に携わる職員を対象とした以下の研修を受講した。 ・「グリーフケア等について」（出席者：2名） ・「犯罪被害者等支援研修」（出席者：4名） （いずれも前述 第二管区海上保安本部【国】主催のもの）	12 宮城海上保安部【国】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
12	－	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	○国土交通省主催の交通事故相談員総合支援研修会に交通事故相談員が参加した。（令和6年10月11日 出席者：1名） ○リモート相談に対応している地方振興事務所・地域事務所の県民サービスセンター担当次長連絡会議において、交通事故発生状況や道交法・条例の改正等に関する情報を提供した。 （7月・2月）（年2回）	14 地域交通政策課【県】
13	4-(6)		○各市町村の犯罪被害者等支援施策担当者及び総合的窓口対応職員を対象とした「市町村犯罪被害者等支援担当者研修会」を開催した。 （令和6年11月28日 フォレスト仙台 出席者：12名） ○医療・福祉専門職を中心とした犯罪被害者等支援に従事する方を対象とした「宮城県犯罪被害者等支援専門職研修会」を開催した。【新規】 （令和6年12月13日 フォレスト仙台 出席者：102名）	15 共同参画社会推進課【県】
14	4-(6)		○DV被害者支援担当者の資質向上を図るため、福祉事務所、市町村、民間団体等を対象とした研修会を開催した。 開催回数：5回 ○児童虐待防止に関する教職員向け研修会を圏域ごとに開催し、対応力の向上と連携体制の強化を図った。（計4回、出席者：72名） 開催地：北部、仙台、大河原、東部圏域	19 子ども・家庭支援課【県】
15	4-(6)		○県内外で開催された研修等に参加し、専門的知識の向上を図った。 ○個別の事例をもとに、嘱託精神科医から対応についてスーパーバイズを受けるなどして、被害者等への理解を深めた。	25 女性相談支援センター【県】
16	4-(4)		○スクールカウンセラーの情報交換や資質向上のために研修会を開催したほか、事業を円滑かつ効果的に実施できるよう学校担当者を交えた連絡協議会を開催した。 （令和6年7月30日 研修会） （令和6年9月26日 連絡協議会）	31 高校教育課【県】
17	4-(1) 4-(6)		○支援者等を対象とした「性暴力被害者支援スキルアップ講座」を開催し、性暴力が起きる社会的背景を理解し、表面化しにくい性暴力の被害を敏感に察知する視点を心得、二次被害を与えずに適切に相談対応・支援できるよう支援者の質の向上を図った。 （全5日 エル・ソーラ仙台 受講者数：29名） ○関係業務新任職員（配偶者暴力相談支援センター及び国民健康保険等業務）を対象としたDV被害者対応研修を実施した。 （受講者数：計27名） ○DV被害者の情報保護に関する担当者を対象とした研修を実施した。 （受講者数：100名）	34 男女共同参画課【仙台市】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
18	4-(6)	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	○市内小中高校教諭及び関係機関職員を対象とした「思春期問題研修講座」を開催した。 (令和6年11月19日 オンライン開催 出席者：158名) ○依存症関連問題に関する以下の研修会や勉強会を開催した。 ・「依存症関連問題研修会」 対象者：関係機関で依存症支援に従事する職員等 (令和6年11月6日 オンライン併用 出席者：50名) ・アディクション支援者向け勉強会 開催期間：5月～2月 月1回 計10回(うち4回はオンライン) 出席者：延べ173名 ・アディクション関連問題実地研修 開催期間：3日間 出席者：計3名 ○自殺対策に関する以下の研修会を開催したほか、関係機関の依頼に応じて講師派遣を行った。 講師派遣機関数：8機関 出席者：計571名 ・ゲートキーパー養成研修 (令和6年6月25日 オンライン開催 出席者：69名) DVD貸し出し：2名 ・専門職員向け研修 (令和7年2月3日～28日 オンデマンド配信 視聴者：241名)	38 精神保健福祉総合センター【仙台市】
19	4-(6)		○各機関が開催する研修に出席し、研修内容を職員間で伝達することで、資質向上等を図った。	41 児童相談所【仙台市】
20	4-(6)		○教育相談担当教諭とスクールカウンセラーを対象に、心のケアについて取り上げ、児童生徒への心のケアの必要性やケアの在り方等を指導する研修を行い、教職員の意識向上を図った。	43 教育相談課【仙台市】
21	5-(1)		○宮城県医師会・宮城県警察医会の協同による「法医学の基礎」研修会を開催した。(令和6年12月14日 宮城県医師会館)	44 (公社)宮城県医師会【団体】
22	4-(6)		○第63回宮城県精神保健福祉大会を開催した。 (令和6年11月21日 来場者：70名) (オンデマンド限定配信(11/30～1/10)視聴件数：330件) 講義：「大人の自閉スペクトラム障害(ASD)」 ～神経多様性の観点から～ 講師：門真一郎 氏 ○市町村等における包括の構築に必要な体制整備を行うため「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進サポーター」を派遣し地域特性や課題に応じた助言等を行った。(計3回)	45 (公社)宮城県精神保健福祉協会【団体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
23	4-(2) 4-(6)	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	○相談に対する専門的な助言や相談員の代理受傷防止を図るため、一昨年度委嘱したスーパーバイザーによる研修会の開催や相談員の心のケアを行った。 ○以下の研修会を主催し、相談員のスキルアップを図った。 ・「相談員上・下半期相談員合同研修会」等 計4回 出席者：延べ75名 ○以下の研修会等に出席し、相談員のスキルアップを図った。 ・「全国被害者支援フォーラム2024」（警察庁主催） (令和6年10月18日 出席者：5名) ・「質の向上研修」（全国被害者支援ネットワーク主催） (令和6年7月4日～5日 出席者：1名 令和6年11月19日～20日 出席者：4名) ・「秋期研修会」（全国被害者支援ネットワーク主催） (令和6年10月19日～20日 出席者：4名) ・「相談員スキルアップ研修会～性暴力・配偶者暴力被害者支援のための研修会」 計4回 出席者：延べ11名 ・「男性・男児の支援に関するワークショップ」 出席者：13名	47 (公社) みやぎ被害者支援センター 【団体】
24	4-(6)		○以下の相談員継続研修を実施した。 ・グループ研修（月1回） ・個人スーパービジョン（年1回） ・フリー学習 ・リフレッシュ研修 ・相談員一日研修会、相談員一泊研修会 ○インターネット相談員継続研修を実施した。 ○研修担当者研修を実施した。	50 (社福) 仙台的のちの電話 【団体】
25	2-(4) 4-(6)		○【再掲：基本的施策1－No.49を参照】 ○全国規模の研修会に委員を派遣し、情報共有や研鑽に努めた。 ・日弁連犯罪被害者支援全国経験交流会 (令和6年11月1日 静岡県沼津市) ※Zoom併用 ・東北弁連犯罪被害者支援経験交流会 (令和6年11月22日 岩手県盛岡市) ※Zoom併用	55 仙台弁護士会 【団体】
26	4-(6)		○組合員を対象とした「おひとり様葬への対応と相続登記義務化」についての研修会を実施した。 (令和6年7月2日 仙台ガーデンパレス 出席者：27名) ・令和6年4月1日から相続不動産の申請が義務化となったことから、義務化となった背景や実態を学んだ。 ・おひとり様葬の進め方の留意点、施行単価の実情、気持ちよく送るための配慮等について、意見交換を行った。	61 宮城県葬祭業協同組合 【事業者】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
27	4-(6)	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	○警察署単位の被害者支援連絡協議会等の会員に対し研修を実施した。 (計13回、出席者：231名) ○被害者等支援業務に従事する警察職員を対象とした「犯罪被害者支援業務担当者研修会」を開催し、臨床心理士等による専門的教養を実施した。 (令和6年4月25日 警察本部 出席者：34名) ○大規模災害発生における身元確認支援に従事する警察職員を対象とした「身元確認支援部隊指定員研修会」において、遺族対応と職員の代理受傷に関する教養を実施した。 (令和6年6月19日 警察本部 出席者：12名) ○性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察職員を対象とした「性犯罪捜査専科」において、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応等を含めた教養を実施した。(令和6年9月3日 県警察学校 出席者：21名) ○各関係機関が主催する研修会等に講師を派遣して、警察における被害者等支援や、被害者等の現状と心理、支援従事者のメンタルヘルス等について講演を行い、被害者等支援への意識の向上に努めた。 ・矯正研修所新任刑務官及び法務教官等に対する講義 (計4回、出席者：128名) ・公益社団法人みやぎ被害者支援センター相談員等に対する教養 (計2回、出席者：3名) ・「市町村犯罪被害者等支援担当者研修会」における講義 (令和6年11月28日 フォレスト仙台 出席者：12名)	62 警務課【警察】
28	4-(3) 4-(6)		○県下各警察署担当者等を対象として、県警察学校における教養（「人身安全関連事案対策専科」）を実施した。 (令和6年10月28日～11月1日 県警察学校 入校者：17名)	64 県民安全対策課【警察】
29	4-(6)		○被害少年等の継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技術の向上を図ることを目的とした「少年警察補導員研修会」を開催した。 (令和6年9月18日 警察本部大会議室 出席者：31名)	65 少年課【警察】
30	2-(2) 4-(6)		○性犯罪捜査に従事する捜査員等の知識・技能を向上させるための研修、入校を伴う専科教養を開催した。 ○各種の研修等の際、部外有識者を招致して教養内容を充実させ、より専門的な知識・技能を身に付けさせることで、性犯罪被害者への対応能力の向上を図った。	66 捜査第一課【警察】
31	4-(6)		○関係機関や主管課の開催する研修会等に積極的に参加し、被害者等の立場に配慮した多角的な支援業務の推進に努めた。 ○被害者等に対する適切な対応方法等について助言・指導するとともに、交通事故被害者等の支援に特化した教養の実施したほか、執務資料を作成した。	69 交通指導課【警察】
32	－	犯罪被害者等を支援する県民、事業者の育成	○企業、福祉施設等の研修会時に、犯罪被害者やその家族の人権問題について掲載された資料を配付するとともに説明を行い、被害者支援への意識の啓発を行った。 配布資料：「人権の擁護」冊子 (基本的施策13－No.6と重複)	6 仙台法務局【国】
33	－		○高齢者虐待防止に関する研修会を開催し、基本知識の修得及び対応力の向上を図った。(計4回、出席者：延べ342名) 対象者：市町村職員等、介護保険施設及び介護サービス事業所の施設長、介護職員、看護職員 等	18 長寿社会政策課【県】
34	5-(2)		○県内の各学校において、DV及びデートDV・性教育に関する出前講座を実施した。 開催数：44回 参加者：5,814名 (基本的施策12－No.7と重複)	19 子ども・家庭支援課【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
35	5-(2)	犯罪被害者等を支援する県民、事業者の育成	○DV及び性暴力被害者支援に関する市民講座を実施した。 (令和6年11月17日及び令和7年2月1日 参加者：計117名)	34 男女共同参画課【仙台市】
36	4-(6)		○主任児童委員等を対象とした研修を実施した。 (年1回 受講者：152人) ○保育所・幼稚園・児童館等の職員を対象とした児童虐待防止推進員養成研修を実施した。 (年2回 受講者：68人)	39 こども家庭保健課【仙台市】
37	4-(6)		○風俗営業管理者講習会等で講話を実施した。(計7回) 開催地：仙台市(4回)、多賀城市、大崎市、大河原町 ○各地区・各職域暴力団排除組織及び関係機関・団体等の総会及び研修会に出席した。(計15回) 開催地：塩釜地区、柴田地区ほか9地区、仙台市、登米市、栗原市、気仙沼市 ○不当要求防止責任者講習の開催(年24回 受講者：1,106人)	46 (公財)宮城県暴力団追放推進センター【団体】
38	4-(6)		○各関係機関が主催する研修会等に講師を派遣して、警察における被害者等支援や、被害者等の現状と心理、支援従事者のメンタルヘルス等について講演を行い、被害者等支援への意識の向上に努めた。 ・仙台地方検察庁司法修習生に対する講義(計4回、出席者：63名) ・大学生に対する教養(計2回、出席者：73名) 開催校：仙台大学、宮城学院女子大学 ・大学生に対する心理実習 (令和6年9月9日 警察本部 出席者：16名) 参加校：東北学院大学、宮城学院女子大学	62 警務課【警察】
39	4-(2) 4-(6)	死傷者多数事案に対応する支援要員の育成	○県下警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、事件発生直後、捜査員とは別に被害者支援活動を専門に行う警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、被害者等のニーズに沿った迅速的確な支援活動を展開した。 指定数：962名 ○被害者等支援業務に従事する警察職員を対象に「指定被害者支援要員研修会」を開催し、被害者遺族による講話及び臨床心理士等有識者による専門的教養を実施した。 (令和6年12月6日 警察学校 出席者：256名) ○県下警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員をあらかじめ「特別支援要員」に指定し、迅速な被害者等支援体制を構築した。 指定数：75名 ○初動支援に従事する特別支援要員を対象に、仮想死傷者多数現場を想定したブラインド方式によるシミュレーション対応訓練をブロックごとに実施した。(計4回、出席者：52名)	62 警務課【警察】
40	4-(5)	関係機関・団体による連携・推進 (支援計画に記載なし)	○関係機関からの問い合わせ等に対し、捜査公判支援・刑事政策推進室において情報を提供した。 ○児童相談所等の関係機関と代表者聴取に関する意見交換会を開催し、情報交換を行った。	4 仙台地方検察庁【国】
41	4-(5)		○被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出する際等、必要に応じて関係する保護観察所に情報提供を行う等の連携に努めた。 ○検察官等から受刑者釈放に係る通報要請を受けた場合には、仮釈放の決定時に速やかに通報を行った。	7 更生保護委員会【国】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
42	4-(1) 4-(5)	関係機関・団体による連携・推進 (支援計画に記載なし)	○関係機関とは、主にオンラインでの連携を行った。 ○心情等の聴取及び伝達制度において、他県の保護観察所、意見等聴取制度においては各地方更生保護委員会と連携を図り、被害者等相談時に支援や負担軽減になる情報提供を行うとともに、被害者等の通知先変更等に関して、各検察庁と連携し、事務の遺漏等の防止に努めた。	8 仙台保護観察所【国】
43	4-(1) 4-(5)		○関係機関が開催するセミナー等に参加し、最新情報の入手や担当者間の連携強化を図った。	10 東北運輸局【国】
44	4-(1)		○「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」及び、「塩釜、石巻、気仙沼各警察署の被害者支援ネットワーク」により関係機関との連携を図った。	12 宮城海上保安部【国】
45	4-(1) 4-(5)		○女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会において、事業内容の情報交換、事例紹介等を行った。 ○宮城県子ども虐待対策連絡協議会において、児童虐待を取り巻く状況の変化と関係連携の講義と児童虐待防止・対応施策の情報共有を図った。(令和7年1月23日) 参加団体：協議会構成31団体 聴講：4市10町1村(Web)	19 子ども・家庭支援課【県】
46	4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(5)		○市町で開催する要保護児童対策協議会において、情報の共有化を図るとともに関係者によるモニタリングを行った。 ○夜間、休日の児童虐待に関する通告等に適切に対応した。 ○市町で開催する要保護児童対策協議会において要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認した。 ○関係機関との連携により、適切な情報提供と関係機関の適切な活用を助言した。 管内警察署との連絡会 令和6年9月20日 管内市町担当者会議 令和6年10月28日 ○市町で開催する要保護児童対策協議会において、情報の共有化を図るとともに関係者によるモニタリングを行った。	23 北部児童相談所【県】
47	4-(5)		○要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、相談者の状況やニーズに応じた対応を的確に行った。 ○課題が多いケースなどについては、関係機関を参集した個別ケース会議を開催し、相互の情報を共有したほか、打開策の検討を行った。 ○警察との連携を強化するため、管内警察署との連絡会を開催し、各管内の傾向や課題等を共有するとともに、それぞれの役割の確認などを行い、緊急時にそれぞれが円滑に対応できるよう意見交換を行った。 年1回 令和6年6月17日	24 東部児童相談所【県】
48	4-(1) 4-(5)		○被害者等の支援に当たっては、関係機関と緊密に連絡を取り合い、本人の状況や以降について情報を共有し、連携して支援を行った。 ○「女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会」を開催し、互いの業務について理解を深め、今後の協力体制の確認を行った。 (令和6年12月20日 参加機関数：42機関) ○関係機関主催研修会等に参加し、情報提供を行った。	25 女性相談支援センター【県】
49	4-(5)		○各相談機関主催の連絡会議、いじめ問題や自死対策等の諸会議への参加を通じて情報交換及び連携強化を図った。	26 精神保健福祉センター【県】
50	4-(2)		○県立特別支援学校の児童生徒が被害に遭った場合の報告と、早期の校内体制の構築について、特別支援学校長会議で周知するとともに、校内体制の構築について確認した。 ○事例に応じて、関係機関と連携し、カウンセラーを派遣した。	32 特別支援教育課【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
51	4-(4)	関係機関・団体による連携・推進 (支援計画に記載なし)	○県内行政機関、仙台弁護士会、宮城県司法書士会との懇談会を実施した。 (令和6年9月5日 第76回、令和7年2月10日 第77回) 出席機関：仙台弁護士会、宮城県司法書士会、東北総合通信局、東北財務局、東北経済産業局、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、宮城県消費生活・文化課、県内市町村消費者行政担当課、仙台市消費生活センター ○消費者の安全を守る連絡協議会を開催した。	36 消費生活センター【仙台市】
52	4-(5)		○アルコール関連問題や自殺対策に関し、関係諸機関・支援団体との連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図った。 ○実務者レベルでの懇話会や市役所内関係部署との会議等を開催し、支援体制強化と支援力向上を図った。 ○連携体制の充実を目的に、仙台市障害者自立支援協議会やひきこもり支援、自殺対策等に関連する様々な事業や会議体に参加した。	38 精神保健福祉総合センター【仙台市】
53	4-(2) 4-(3)		○仙台市立病院を拠点病院とした児童虐待にかかる医療ネットワーク事業を実施した。 ○児童虐待対応マニュアル(第5版)を関係機関に配布し、児童虐待の早期発見と早期対応の協力を依頼した。 ○要保護児童対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 年1回 ・実務者会議：年3回×5区1総合支所	39 こども家庭保健課【仙台市】
54	1-(4) 4-(3) 4-(5)		○各区保健福祉センター等と連携し、福祉制度の活用を継続して行った。 ○各関係機関や関係団体等と連携し、児童の福祉を図るとともに、子どもの権利を擁護するため専門機関として介入していくことで、被害者支援に努めた。 ○被虐待児の安全確保のため必要に応じて一時保護や施設措置を行うとともに、保護者の養育力の向上に向けた相談援助を継続した。	41 児童相談所【仙台市】
55	4-(4) 4-(5)		○いじめや犯罪被害等を受けた児童生徒の心のケアの在り方について、学校の理解と意識を高め、学校からの要請に対応した。 ○仙台市青少年対策六機関(教育相談課、教育支援センター、児童相談所、こども若者相談支援センター、特別支援教育課、発達相談支援センター)と連携し、多様な相談に対応した。 ○心のケア緊急支援では、宮城県臨床心理士会や医療機関等と連携して対応した。 ○事件・事故発生後の学校(児童生徒)への緊急支援と心のケア体制の強化を図った。 ○心のケアが必要とされる学校への支援チームを派遣するとともに、長期支援に伴う関係機関との連携を図った。	43 教育相談課【仙台市】
56	4-(4) 4-(6)		○民事介入暴力対策研究会を開催した。 (計4回 仙台弁護士会館) ○各地区暴力団追放対策協議会へ助成金を交付した。 (16地区 510,000円)	46 (公財)宮城県暴力団追放推進センター【団体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
57	4-(1) 4-(2) 4-(5)	関係機関・団体による連携・推進 (支援計画に記載なし)	○性犯罪、性暴力相談窓口の強化のため、緊急時に速やかに関係機関団体と連携を図るため指定したコーディネーターが連絡調整にあたった。 ○関係機関・団体主催の研修会への参加、および意見交換会等を開催し、連携強化と情報提供の充実を図った。 ○「仙台市安全安心まちづくり推進会議」へ出席し、犯罪被害者等支援条例の必要性や制定について意見・要望した。 ○「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」へ出席した。 ○「犯罪被害者等支援研修会」に出席した。 ○犯罪被害者等支援条例を制定している各市町村のうち、5市を選定して、運用状況や被害者等に接する際の留意点等について共有することを目的とした意見交換会を開催して、共に顔の見える関係の構築を図った。【新規】 ○犯罪被害者等支援を担う関係機関等の職員を講師として招き、それぞれの機関の業務実態について講話を依頼するなど、関係機関等の業務実態を周知し支援活動に反映させる対策に取り組んだ。	47 (公社)みやぎ被害者支援センター【団体】
58	1-(4) 4-(5)		○自動車事故被害者・遺族等団体が行う相談支援業務実施団体との連携を図った。 ○関係機関が開催する研修等に出席し、担当者に対して当機構の介護料支給制度及び交通遺児等貸付制度を周知することにより、連携を図りながら交通事故被害者に対する迅速な支援に繋げた。	51 (独)自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】
59	4-(5)		○相談内容に応じて、保健・福祉などの関係機関と連携する体制を継続した。 ○東北大学病院精神科の医師が、「宮城県警察犯罪被害者部外専門相談指導員」として、警察職員の犯罪被害者へのメンタルヘルス対応の助言、指導を行う体制を維持した。	52 東北大学病院精神科【団体】
60	4-(3) 4-(5)		○【再掲：基本的施策5－No.3を参照】 ○【再掲：基本的施策6－No.8を参照】 ○「性暴力被害相談支援センター宮城」の設置、運用に際して、関係機関との連携強化に努めた。 ○「仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会」委員に仙台弁護士会所属の弁護士が参加した。	55 仙台弁護士会【団体】
61	4-(5)		○関係機関・団体との連携強化を図るため、地方協議会を開催し、「外国人に関する法律問題」を取り上げた。よく寄せられる相談の中で離婚やDV等について触れたことから、利用可能な制度について業務説明を行った。	56 日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】
62	4-(5)		○公益社団法人みやぎ被害者支援センターと積極的に情報交換を行い、連携強化に努めた。	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会【団体】
63	1-(4) 4-(1) 4-(5)		○警察署被害者支援連絡協議会において、参加機関・団体等とシュミレーション訓練を実施し、事案対応時の具体的要領の共有を図った。 ○個別カウンセリングに加え、協議会構成機関等の関係機関と個々のケースにおいて調整会議を実施し、被害者の支援体制の拡充を図った。 ○県や県内の各市町村犯罪被害者等支援担当者との連携を密にし、犯罪被害者等に対して適時適切に犯罪被害者等見舞金制度を教示し、申請補助を実施した。	62 警務課【警察】
64	4-(5)		○宮城県女性相談支援センター等の関係機関との研修により、更なる連携強化を図った。 ○県内児童相談所（仙台市児童相談所、宮城県中央児童相談所、宮城県北部児童相談所、宮城県東部児童相談所）と警察との合同研修会を開催し、連携強化を図った。	64 県民安全対策課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
65	2-(2) 4-(3) 4-(5)	関係機関・団体による連携・推進 (支援計画に記載なし)	○検察庁、児童相談所と連携を図り、代表者聴取の実施について検討を重ね、よりスムーズに被害者に寄り添った捜査が実施できるよう制度の充実を図った。 ○協力医療機関と連携し、治療行為や資料採取が必要な被害者の早期受診等について適切に対応した。	66 捜査第一課【警察】
66	4-(5)		○（公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】と連携を図るとともに、宮城県犯罪被害者等支援専門職研修会等の行事に参加し、研修等内容について課内に対する教養を実施の上、周知を図った。	68 組織犯罪対策第一課【警察】
67	4-(1) 4-(5)		○関係機関・団体へ積極的に情報提供を行い、被害者支援業務への理解を深めるとともに連携を図った。 ○宮城県交通安全活動推進センター等の関係機関・団体における交通事故相談業務が、適切に行われるよう必要な連携を行い、被害者等の求める支援の充実を図った。	69 交通指導課【警察】

基本的施策 10

被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第21条）

【施策の効果】

- 子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、DV被害者等に対し、各機関の専門性を生かした途切れない支援を実施することができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	1-(4) 3-(1) 4-(3)	要保護児童に対する支援（再掲）	○【再掲：基本的施策1－No.11を参照】	22 中央児童相談所【県】
2	1-(4) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 4-(3)		○【再掲：基本的施策1－No.12を参照】	23 北部児童相談所【県】
3	1-(4) 3-(1) 4-(3)		○【再掲：基本的施策1－No.13を参照】	24 東部児童相談所【県】
4	3-(1)		○【再掲：基本的施策1－No.6を参照】	25 女性相談支援センター【県】
5	3-(1)		○【再掲：基本的施策1－No.14を参照】	41 児童相談所【仙台市】
6	－	障がい者を有する犯罪被害者等への支援（再掲）	○【再掲：基本的施策2－No.1を参照】	20 障害福祉課【県】
7	－	高齢者虐待防止対策の推進	○「高齢者虐待相談窓口」において、虐待に関する様々な相談に対応した。 相談件数 28件 相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時間 10:00～15:00 形態 電話、メール等	18 長寿社会政策課【県】
8	4-(2) 4-(3)	性暴力被害相談支援センター宮城の	○【再掲：基本的施策1－No.1を参照】 ○【再掲：基本的施策8－No.9を参照】	15 共同参画社会推進課【県】
9	4-(3)	運営	○委託元の宮城県及び内閣府性暴力被害相談のコールセンターと連携しながら、性別にかかわらず、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい多様な相談方法を提供した。	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
10	4-(4)	性暴力被害相談支援センター宮城の運営	○公益社団法人みやぎ被害者支援センターが設置した性犯罪被害者等に特化した相談電話「性暴力被害相談専用電話（けやきホットライン）」との連携を図った。	62 警務課【警察】
11	4-(4)	性犯罪相談電話の運用による相談体制の確立	○【再掲：基本的施策7－No.33を参照】	62 警務課【警察】
12	2-(2)	性犯罪採取キットの整備	○警察への被害申告を躊躇している被害者が直接医療機関を受診した際に、医師等が証拠資料を採取するための性犯罪証拠採取キット整備を継続運用した。	66 捜査第一課【警察】
13	3-(1)	DV被害者に対する支援（再掲）	○【再掲：基本的施策1－No.5を参照】	19 子ども・家庭支援課【県】
14	3-(1) 3-(2)		○【再掲：基本的施策1－No.6を参照】	25 女性相談支援センター【県】
15	3-(1)		○【再掲：基本的施策1－No.7を参照】	34 男女共同参画課【仙台市】
16	3-(1)		○【再掲：基本的施策1－No.8を参照】	35 市民生活課【仙台市】
17	3-(1)		○【再掲：基本的施策1－No.9を参照】	64 県民安全対策課【警察】
18	1-(4)	一時避難に要する費用の負担（再掲）	○【再掲：基本的施策6－No.12を参照】	19 子ども・家庭支援課【県】
19	1-(4)		○【再掲：基本的施策6－No.13を参照】	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
20	1-(2)		○【再掲：基本的施策6－No.14を参照】	64 県民安全対策課【警察】

基本的施策 11

県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条）

【施策の効果】

- 国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な支援を実施することができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	－	事件発生地が県外である場合の犯罪被害者等への支援	○事件後に県内に転居し、本人から支援の要望があった場合に支援を行う体制を整えたほか、県外居住の被害者が仙台高等裁判所へ控訴を行う裁判の際に支援を行う体制を整えた。	47 （公社）みやぎ被害者支援センター【団体】
2	－	他都道府県警察犯罪被害者支援室との連携	○県民が県外において事案に巻き込まれた場合に早期に対応すべく、通常業務や各種研修会等を通じて、他都道府県警察犯罪被害者支援室との関係構築を図るなど、連携を強化した。	62 警務課【警察】
3	1-(1)	国外犯罪被害者慰金等支給制度の運用	○【再掲：基本的施策7－No.52を参照】	62 警務課【警察】

基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

【施策の一例】

共同参画社会推進課【県】、(公社)みやぎ被害者支援センター【団体】、
警務課【警察】(基本的施策 13-No.1)

「被害者等の声と支援のパネル展」を開催した。(県庁 1 階ロビー)

共同参画社会推進課【県】(基本的施策 13-No.8)

犯罪被害者等支援のための広報啓発物(「犯罪被害にあわれた方々に私たちができること」リーフレット/ポスター)を作成し、県内市町村や関係機関、コンビニエンスストア等に配布した。【新規】

基本的施策 12 学校における教育の実施(第 20 条)

【施策の効果】

- 児童、生徒、学生等を対象とした人権教室や「命を大切にせる教育」等を行うことで、学校において、犯罪被害者等支援に係る取組の必要性について理解を深めることができた。
- 各学校において、防犯教室や非行防止教室を行うことで、被害者も加害者も生まないまちづくりを推進した。

No.	旧計画	施策名	令和 6 年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	5-(2)	人権教室等による人権啓発活動	○人権教室を実施し、こどもたちに思いやりの心や命の大切さを体得することを目的とした啓発を行った。※公表可能な数値なし	6 仙台法務局【国】
2	5-(2)		○仙台市内の各区小学校において、市内各区推進委員会による社会を明るくする運動に関する啓発授業を実施し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、子どもたちの健全育成に地域社会とともに取り組んだ。(計5回、出席者:558名) 開催地:仙台市立小学校 計5校	40 こども若者相談支援センター【仙台市】
3	5-(2)	「命を大切にせる教育」等の実施	○宮城県警察本部警務課犯罪被害者支援室と連携して、私立中学校及び高等学校に対し、「命の大切さを学ぶ教室」の開催に向けた働き掛けを実施した。	13 私学・公益法人課【県】
4	5-(2)		○小・中・高等学校の全時期を通じて、志教育を推進した。 ・「志教育支援事業」推進会議を開催した。(構成員11名) 開催地:県庁(3回) ・推進地区の事業報告書等を各市町村教育委員会に送付するとともに、ウェブページに掲載し、志教育の普及促進を図った。 実施地区:丸森町、加美町	30 義務教育課【県】
5	5-(2)		○各学校等に対し、犯罪被害者等による講演会や命の大切さをテーマとした作文コンクールへの参加を呼びかけた。	43 教育相談課【仙台市】
6	5-(2)		○「命の大切さを学ぶ教室」を私学・公益法人課、義務教育課、高校教育課【県】及び教育相談課【仙台市】の協力を得て開催した。 (中学校14校、高校15校 聴講者:計9,443名) ○命の大切さをテーマとした「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催し、児童・生徒の被害者等への理解の向上を図った。 (応募総数:21作品 中学校1校 高校1校)	62 警務課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
7	5-(2)	DV防止啓発事業	○リーフレット等を作成し、学校等へ配布した。 ・DV防止啓発リーフレット (配布先：学生) (発行数：14,000部) ・DV防止啓発パンフレット (配布先：学生) (発行数：37,400部) (基本的施策13-No.11と一部重複) ○【再掲：基本的施策9-No.34を参照】	19 子ども・家庭支援課【県】
8	5-(2)		○法務省人権啓発活動地方委託事業を活用し、DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレット等を作成し、配布した。 ・デートDV防止啓発リーフレット (配布先：市内中学校、高等学校等) (発行数：42,000部) ・性暴力防止啓発チラシ (配布先：市内小学校等) (発行数：12,000部) (基本的施策13-No.15と一部重複)	34 男女共同参画課【仙台市】
9	5-(2)	自他を大切に 学校教育の取組	○県立特別支援学校において、いじめ防止の指導と合わせて、自己肯定感を高めながら、他者を傷つけないような心の教育について教育活動全体を通して行っていくよう、学校訪問指導等を通じて伝えた。 ○SNSでの犯罪被害・加害について、繰り返し具体例を出して指導するよう校長会議で周知した。	32 特別支援教育課【県】
10	5-(2)	教育機関への講師派遣	○今年度は、教育機関からの講師依頼の要望はなかった。	47 (公社)みやぎ被害者支援センター【団体】
11	5-(2)	防犯教室等の実施	○県内の各種学校等において、子供の犯罪被害防止及び性犯罪被害防止対策の防犯教室等を実施した。(計418回) ○犯罪被害防止対策を呼び掛けるチラシを作成した。	64 県民安全対策課【警察】
12	5-(2)		○非行防止・犯罪被害防止教室を開催した。(計527回) 開催地：小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校 計387校	65 少年課【警察】
13	5-(2)		○交通事故のない社会を実現するため、交通安全教育実施の際、交通事故の悲惨さや被害者等支援制度、加害者が現場ですべきこと等を指導した。(基本的施策13-No.31と重複)	69 交通指導課【警察】

基本的施策 13 普及啓発（第 25 条）

【施策の効果】

- 「犯罪被害者週間」(11月25日から12月1日)に合わせ、つどいの開催や街頭キャンペーン等を行うことにより、県民の犯罪被害者等支援への理解を得るとともに、各施策への参画の促進に寄与した。
- リーフレットの配布等、各媒体を活用した広報を積極的に行うことにより、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を深めることができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体	
1	5-(1)	「犯罪被害者週間」に合わせた各事業の実施	○「被害者等の声と支援のパネル展」を開催した。 (令和6年11月18日～11月27日 県庁1階ロビー) ○「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」を開催した。 (令和6年11月20日 日立システムズホール仙台 参加者:約430名) ○「犯罪被害者週間」街頭キャンペーンを実施し、ポケットティッシュ、カイロ、リーフレット等を配布した。(計2回、1,200名分) (令和6年11月1日 イオン古川店 500名分、 令和6年11月25日 仙台駅前 700名分)	15	共同参画社会推進課【県】
				47	(公社)みやぎ被害者支援センター【団体】
				62	警務課【警察】
2	－			62	警務課【警察】
3	－		○「ミニ生命(いのち)のメッセージ展」を開催した。 (令和6年11月26日 県庁1階ロビー)	47	(公社)みやぎ被害者支援センター【団体】
				62	警務課【警察】
4	5-(1)			各機関	
5	5-(1)			4	仙台地方検察庁【国】
6	－	被害者支援制度等についての理解促進等	○「再掲：基本的施策9－No.32を参照」	6	仙台法務局【国】
7	5-(1)			8	仙台保護観察所【国】
8	5-(1)			15	共同参画社会推進課【県】
9	－			各機関	
10	5-(1)	被害者支援制度等についての理解促進等	○人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、法務省から委託を受け、講演会や関連リーフレット等の作成・配布、イベント等における人権啓発活動などを行った。 実施箇所：県及び11市町	17	社会福祉課【県】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
11	5-(1)	被害者支援制度等 についての理解促 進等	○リーフレット等を作成し、各相談機関や学校等へ配布した。 ・DV防止啓発リーフレット* (配布先：一般県民) (発行数：14,000部) ・電話相談窓口広報カード (配布先：一般県民) (発行数：18,000部) *は【再掲：基本的施策12-No.7を参照】(学校に対する配布)	19 子ども・家庭支援課 【県】
12	—		○児童虐待防止に係るリーフレット等を配布し、児童虐待防止に関する啓発を行った。	22 中央児童相談所【県】
	5-(1)			23 北部児童相談所【県】
13	5-(1)		○児童虐待問題に対する理解と関心が得られるよう、「児童虐待防止推進キャンペーン」の街頭活動を実施し、チラシやボールペン等の啓発物品を配布した。 (令和6年11月22日 イオンタウン佐沼店 200名分)	24 東部児童相談所【県】
14	5-(1)		○犯罪被害に遭わないための指導のみならず、犯罪被害に遭った児童生徒の心情の理解に触れながら、関わる周囲の児童生徒への指導についても配慮するように各特別支援学校長に伝えた。	32 特別支援教育課【県】
15	5-(1)		○DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレット等を作成し、配布した。 ・デートDV防止啓発リーフレット* (配布先：市関係施設等) (発行数：42,000部) ・DV防止啓発ポスター (配布先：市関係施設、福祉施設、医療機関、商業施設等) (発行数：900部) ・性暴力防止啓発チラシ* (配布先：市関係施設等) (発行数：12,000部) ・DV防止啓発リーフレット (配布先：市関係施設、福祉施設、医療機関等) (発行数：7,000部) *は【再掲：基本的施策12-No.8を参照】(学校に対する配布) ○女性への暴力防止に係る啓発ポスターの掲示を実施した。 ・仙台市地下鉄南北線「中吊り」広告へのポスター掲示 (令和6年11月16日～11月22日) ・仙台市地下鉄東西線「窓上額面」広告へのポスター掲示 (令和6年11月1日～11月30日) ○DV防止啓発webバナー広告掲載やHP記事作成、SNSでの発信を行った。 ○ストップ！DVキャンペーン(令和6年10月29日～11月30日)に合わせ、以下の施策を実施した。(展示はそれぞれ12月27日まで実施) ・DV、性暴力関連図書のピックアップコーナーをエル・ソーラ仙台の図書資料スペース内に設置した。 ・パネル展示をエル・ソーラ仙台、エル・パーク仙台にて行った。	34 男女共同参画課【仙台市】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
16	5-(1)	被害者支援制度等 についての理解促進等	○若年層や一般市民を対象に、以下のとおり普及啓発を行った。 【若年層対象】 ・「アルコール・薬物問題高校生講演会」 (開催回数：計3回 市内の高校及び少年院 参加者：延べ379名) 内容：講話と当事者からのメッセージ ・「令和7年はたちの集い」(令和7年1月12日) 内容：依存症啓発用ティッシュ1000個、 心の健康関連リーフレット200部配布 ・自死予防やメンタルヘルスに関する、ピアエデュケーションの 手法による啓発授業 (開催回数：計12回 市内の大学や高校 受講者605名) ・市内学生によるメンタルヘルスに関するボランティアサークルの 後方支援 ・大学図書館や食堂での啓発媒体やパネルの展示 ・各種市民参加型イベントでの出展 【一般市民対象】 ・広報誌「はあとぼーと通信」の発行 年2回(9月・3月) 発行数：各1500部 ・相談機関一覧の作成、配布、ホームページ掲載 配布先：435か所 配布数：2,600枚 ・自殺予防週間に合わせたポスターの作成、掲示、配布 配布先：367か所 配布数：456枚 ・SNSを活用した情報発信(ホームページ、仙台市こころの健康づくり キャラクター「ここまる」によるX(旧Twitter)、各種リーフレ ット等)	38 精神保健福祉総合セン ター【仙台市】
17	5-(1)		○心のケア緊急支援事業について、校長会や教頭会、各担当者会議等で説明し、理解・啓発を推進した。	43 教育相談課【仙台市】
18	5-(1)		○宮城県医師会警察活動に関する協力検討委員会を開催した。 (令和6年9月11日 宮城県医師会館) ・報告、議題 ・宮城県医師会・宮城県警察医会協同開催 令和6年度「法医学の基礎」研修会の実施要領について ・警察医の不足について ・宮城県警察柔道・剣道・逮捕術大会の応急救護依頼について ○【基本的施策9－No.21】参照	44 (公社)宮城県医師会 【団体】
19	5-(1)		○第31回暴力団追放宮城県民大会を開催した。 (令和6年10月31日 電力ホール 参加者：約600名) (基本的施策13－No.19と重複) ○各種広報資料を作成・配布した。 暴排みやぎ、暴力団排除ポスター、民暴相談のしおり、 2025年ポスターカレンダー、メモパッド	46 (公財)宮城県暴力団 追放推進センター【団 体】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
20	2-(1) 5-(1)	被害者支援制度等 についての理解促進等	○各種イベント会場や各種研修会等において、パンフレット、チラシ等の配布による広報、啓発事業を計画的に実施した。 ○多くの県民に犯罪被害者支援活動の必要性について理解を深めてもらうことを目的として、既存のリーフレットを見やすく分かり易く改訂した。（配布先：宮城県仙台地方振興事務所、仙台市民センター等） ○機関誌「かけはし」を作成、配布した。 1回 1,200部 ○仙台市営バスおよび宮城県交通バス車内窓ガラスに、広報用ステッカーを掲示する広報啓発活動に取り組んだ。 実施期間 令和6年5月15日から同年9月14日までの4か月間 実施エリア 仙台、仙南、大崎、気仙沼エリア (大崎、気仙沼エリアは今年度新規) 実施台数 200台（各社100台）	47 (公社) みやぎ被害者支援センター【団体】
21	5-(1)		○広報紙No.113・No.114を発行した。 (発行数：各1,500部) ○事業案内を発行した。 (発行数：700部) ○公開講演会を実施した。 (令和6年4月28日 日立システムズホール仙台) 講演：茂木千明「家族との関係性を描く」 (令和6年5月19日 日立システムズホール仙台) 講演：佐藤静「心を支える」	50 (社福) 仙台いのちの電話【団体】
22	5-(1)		○会員・関係者向けに「犯罪被害者支援の施策に関する研修会」を実施した。 (令和7年3月22日 仙台市立病院 参加者：17名)	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会【団体】
23	2-(4)		○【再掲：基本的施策1－No.49を参照】 ○当会が設置している犯罪被害者支援窓口について、ホームページで周知を図るほか、裁判所、検察庁、宮城県内の各警察署、その他の官公庁に当会作成のリーフレットの備え置きを依頼し、被害者等への周知を図った。	55 仙台弁護士会【団体】
24	5-(1)		○広報誌等で会員業者及び一般消費者向けに「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」の認知度を図り、会員業者に対しては、スムーズな支援協力を要請した。 ・広報誌発行 年4回 各2,000部	60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会【事業者】
25	5-(1) 4-(6)		○「性暴力被害相談支援センター宮城」の広報を行い相談窓口の周知を図った。 ○下記媒体を活用し、被害者の現状や警察による被害者等支援、性犯罪被害相談電話等に関する広報を実施した。 ・県政だより(11月・12月号) 1回 ・地元ラジオ番組での広報 9回 ・県広報課Facebook及びメルマガみやぎでの広報 各1回 ○県警ホームページの「犯罪被害者支援室」コンテンツにおいて、被害者等の現状や警察による被害者等支援、犯罪被害給付制度等について広報した。 ○県下警察署において、被害者等支援意識の高揚と交通事故防止に資するため、「ひまわりの絆プロジェクト」及び「けんちゃんのアサガオ」を実施した。 ○警察署単位の被害者支援連絡協議会等の自治体関係者に対し、被害者支援関係のリーフレットや参考資料等を提供し、被害者支援への意識の啓発と専門的知識の教養を図った。	62 警務課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
26	5-(1)	被害者支援制度等についての理解促進等	○ラジオ放送等各種広報媒体を活用して、性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策の広報を実施した。 ○パンフレットやDVD等を活用して、各種防犯教室において年代に応じたわかりやすい広報を実施した。	64 県民安全対策課【警察】
27	5-(1)	「公共交通事故被害者等支援フォーラム」の開催	○公共交通事業者に対して、被害者支援の重要性と支援計画策定の協力依頼文書を送付し呼びかけを行った。 ○公共交通事業者等を対象としたフォーラムにおいて、大阪大学及び独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所の講師に被害者支援の重要性に関する講演を頂いたほか、当局から被害者支援の現状説明を行い、支援計画策定を呼びかけた。 (令和7年1月22日)	10 東北運輸局【国】
28	5-(2)	性被害防止啓発等	○性教育を通じて、性被害を受けない教育を推進した。	44 (公社)宮城県医師会【団体】
29	5-(1)	精神保健福祉の普及啓発	○精神保健福祉の普及啓発に関する情報提供を実施した。 ・機関誌「精神保健福祉みやぎ」55号 400部発行 ・広報誌「心とこころ」No.62 1,100部発行 ・ホームページを更新した。 ○地域講演会「ストレスとの上手な付き合い方」を実施した。 (参加者：57名)	45 (公社)宮城県精神保健福祉協会【団体】
30	5-(1)	交通事故被害者についての理解促進等	○事務所に介護料受給者及び交通遺児等友の会会員の作品を展示したナスバギャラリーを拡充設置し、交通事故被害者に対する理解促進を図った。 ○ホームページ内で自動車事故による重度後遺障害者家族が「親なき後」に備えるための情報提供を実施した。	51 (独)自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】
31	5-(1)		○【再掲：基本的施策12-No.13を参照】 ○交通安全教育等を実施した際は、交通事故が被害者等に与える影響や継続した支援の必要性について説明し、理解を求める内容とした。 ○被害者支援週間の期間中、運転免許センターにおいて交通事故被害者等のパネル展を実施し、理解促進を図った。	69 交通指導課【警察】
32	5-(1)	少年非行・犯罪等防止のための広報啓発	○各地区学校警察連絡協議会等において広報啓発活動を実施した。 ○各地区少年補導員協会等において広報啓発活動を実施した。 ○児童生徒及び大学生のボランティアによる広報啓発活動を実施した。	65 少年課【警察】

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
33	2-(1) 4-(5) 5-(1)	消費生活に関する啓発	○悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を行った。 ・テレビCM 2社 計100回 ・Tver 計100,780回 ・SNS広告 X:計85,397回、YouTube:計448,326回、YouTube音声広告:592,087回、Spotify:139,552回 ・「みやぎの消費生活情報」月1回発行 12回 ・県ホームページ及びXによる注意喚起、DVD等の貸出 ・啓発用消費者トラブルに関するリーフレットの配布 (配布先:各市町村、学校、事業所等) ・消費者トラブルに関するパネルの作成、展示等 ○宮城県警察・河北新報社との覚書に基づき、県内企業の協賛を得て消費者啓発の新聞広告及びポスター等を活用した「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」に取り組んだ。 紙面全面の広報 年4回 ○高齢者等の消費者被害防止を目的とした消費者安全確保地域協議会の推進を図るため、市町村を対象とした説明会を実施した。 年1回 参加自治体:18自治体 ○消費者教育・啓発として消費生活講座(出前講座)を実施した。 高齢者向け(計12回 149名) 学校・企業等向け(計22回 864名) 見守りを行う福祉関係者向け(計9回 122名) ○仙台弁護士会の協力を得て、学校等に弁護士を講師として派遣した。 (15団体 2,098人)	16 消費生活センター【県】
34	2-(1) 5-(1)		○悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を行った。 ・情報誌「ゆたかなくらし」の発行 4回 ・ホームページへの掲載 ・メール配信サービス利用者へのメール配信 12回 ・情報誌「シルバーネット」へ記事掲載 12回 ○消費者教育・啓発として以下の講座を実施した。 ・消費者教育講座(仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業) 24回 ・くらしのセミナー(地域団体に対する出前講座) 16回 ・消費生活講座 5回 ・消費生活パートナー講習会 2回 ・消費者教育教員研修会 2回 ○情報誌「ゆたかなくらし」を発行した。 4回 ○配食サービスを利用して高齢者向け消費者啓発チラシを配布した。 毎月1回 (1回あたり約3,200部)	36 消費生活センター【仙台市】

基本的施策 14 調査研究 (第 26 条)

【施策の効果】

- 県民に対し、犯罪被害者等支援に関する意識調査を実施することで、現状の把握を行い、目指すべき支援の方向性について確認することができた。
- 各市町村に対し、実施した研修会のアンケート調査を実施することで、以降の研修会における担当者の更なるスキルアップについて検討することができた。

No.	旧計画	施策名	令和6年度支援施策実施結果	実施機関・団体
1	－	市町村に対する実態調査の実施	○「市町村犯罪被害者等支援担当者研修会」に出席した職員を対象とした県への要望等のアンケート調査を実施した。	15 共同参画社会推進課 【県】
2	5-(4)		○当センター相談員に対して、相談の中で県内市町村との連携状況に関してアンケート調査を実施し、その結果に基づき市町村に働き掛ける事項や把握すべき内容について取りまとめた。【新規】 ○犯罪被害者等支援条例を施行している市町村のうち、遠隔地やエリアを勘案して5市を選定して、上記調査結果に基づいた働き掛け等について、それぞれの担当職員と意見交換会を実施した。【新規】 開催地：気仙沼市、多賀城市、大崎市、名取市、石巻市	47 (公社) みやぎ被害者支援センター 【団体】
3	－	性犯罪被害者協力医療機関に向けたアンケートの実施	○アンケート調査は今年度実施していない。 (性犯罪被害者等支援の更なる充実を図るため、概ね3年に一度、宮城県産婦人科医会の会員を対象としたアンケート調査を実施している。)	15 共同参画社会推進課 【県】
4	－	県民に対する意識調査の実施（支援計画に記載なし）	○県民意識調査内において、二次的被害や犯罪被害者等支援に関する調査を行った。【新規】 対象 宮城県に居住する18歳以上の方 4,000人 調査期間 令和6年11月22日～令和6年12月20日 有効回答数 1,673件	15 共同参画社会推進課 【県】

参 考 資 料

宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他の犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等のための施策は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が日常生活を平穏に営み、安心して暮らすことができるよう、一人ひと

りに寄り添った必要な支援が途切れることなく提供されること。

四 国、県、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等による相互の連携及び協力のもとに推進されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた施策を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 知事は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方

二 犯罪被害者等のための施策に係る役割分担及び連携に関する事項

三 犯罪被害者等のための施策に係る具体的な取組

四 前三号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、支援計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が日常生活を平穏に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等の支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏、犯罪被害者等の人権等に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める啓発を行うこと。

二 犯罪被害者等に対し、自らの雇用を守るために活用できる制度の理解を深める啓発を行うこと。

(損害賠償の請求に関する支援)

第十五条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、損害賠償の請求について、その

被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第十八条 県は、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援を行う者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、県が実施する犯罪被害者等のための施策に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十九条 県は、犯罪被害者等のための施策の充実を図るため、相談、助言及び日常生活の支援等を担う従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施)

第二十条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒、学生等に対して犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等のための施策の必要性並びに再被害及び二次的被害の防止の重要性について理解を深めるための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第二十一条 県は、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等である子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等が、被害を認識し、被害に応じた相談ができるようにするため、体制の確立、支援のための環境づくり、わかりやすい広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援)

第二十二条 県は、県民が県外（国外を含む。）で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定は、県内に住所を有しない者又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合に準用する。

第三章 推進体制

(宮城県犯罪被害者等支援審議会の設置)

第二十三条 県は、基本理念にのっとり、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会（以下「支援審議会」という。）を設置する。

- 2 支援審議会は、知事が任命する委員十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 支援審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、支援審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援審議会の運営に関し必要な事項は、会長が支援審議会に諮り定める。

（宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の設置）

第二十四条 県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策及び具体的な事業を総合的かつ効果的に調整するため、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）を設置する。

- 2 支援連絡協議会は、関係行政機関及び民間支援団体等をもって構成する。

第四章 普及啓発

（普及啓発）

第二十五条 県は、犯罪被害者等のための施策の推進の重要性について、広く県民の理解を得るよう努めるとともに、県民の犯罪被害者等のための施策への参画を促進するための普及啓発に努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等支援関連の週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

（調査研究）

第二十六条 県は、犯罪被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

第五章 雑則

（個人情報の適切な管理）

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

（年次報告及び公表）

第二十八条 知事は、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の取組状況について、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

（委任）

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県犯罪被害者支援条例第九条の規定により策定されている犯罪被害者支援推進計画は、改正後の宮城県犯罪被害者等支援条例第九条の規定により策定された支援計画とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

宮城県犯罪被害者等支援審議会委員

(令和7年4月1日現在、五十音順・敬称略)

おおさか じゅん
大坂 純 精神保健福祉士（東北こども福祉専門学院副学院長）

おぼら あきこ
小原 聡子 精神科医師（宮城県精神保健福祉センター所長）

おやま まさあき
小山 政明 報道関係者（元 NHK 福島放送局副局長）

さ さ き えつこ
佐々木 悦子 産婦人科医師（佐々木悦子産科婦人科クリニック院長）
公益社団法人みやぎ被害者支援センター副理事長

すがわら ひさこ
菅原 壽子 保護司（仙台保護観察所）

たけだ えいこ
竹田 英子 地域ボランティア（宮城県少年補導員協会会長）

ほり け ひろこ
堀毛 裕子 公認心理師・臨床心理士（東北学院大学名誉教授）

まつもと ふみひろ
松本 文弘 教育関係者（仙台大学学長特別補佐）

みどりかわ ひろし
翠川 洋 弁護士（官澤綜合法律事務所）
公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事

やしま さだとし
八島 定敏 犯罪被害者遺族

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体

会 長：宮城県知事

副会長：宮城県環境生活部長、宮城県警察本部長、仙台市市民局長

国	1	宮城刑務所	仙 台 市	34	市民局市民活躍推進部男女共同参画課	
	2	東北少年院		35	市民局生活安全安心部市民生活課	
	3	青葉女子学園		36	市民局生活安全安心部消費生活センター	
	4	仙台地方検察庁		37	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課	
	5	法務省東北矯正管区		38	健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉総合センター	
	6	法務省仙台法務局人権擁護部		39	こども若者局こども家庭部 こども家庭保健課	
	7	法務省東北地方更生保護委員会		40	こども若者局こども若者支援部 こども若者相談支援センター	
	8	法務省仙台保護観察所		41	こども若者局児童相談所	
	9	厚生労働省宮城労働局		(10)	42 文化観光局交流企画課	
	10	国土交通省東北運輸局		43	教育局学校教育支援部教育相談課	
	(12)	11 第二管区海上保安本部	団 体	44	公益社団法人 宮城県医師会	
	12	宮城海上保安部		45	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会	
宮	13	総務部私学・公益法人課		46	公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター	
	14	企画部地域交通政策課		47	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	
	15	環境生活部共同参画社会推進課		48	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
	16	環境生活部消費生活・文化課 消費生活センター		49	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会	
	17	保健福祉部社会福祉課		50	社会福祉法人 仙台いのちの電話	
	18	保健福祉部長寿社会政策課		51	独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所	
	19	保健福祉部子ども・家庭支援課		52	東北大学病院精神科	
	20	保健福祉部障害福祉課		53	宮城県警察医会	
	21	保健福祉部精神保健推進室		54	宮城県医療ソーシャルワーカー協会	
	22	中央児童相談所		55	仙台弁護士会	
城	23	北部児童相談所	等	56	日本司法支援センター宮城地方事務所	
	24	東部児童相談所		57	宮城県公認心理師・臨床心理士協会	
	25	女性相談支援センター		(16)	58 宮城県市長会	
	26	精神保健福祉センター		59	宮城県町村会	
	県	27	経済商工観光部雇用対策課	事業者	60	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会
		28	経済商工観光部国際政策課	(2)	61	宮城県葬祭業協同組合
29		土木部住宅課	警 察 本 部	62	警務部警務課	
30		教育庁義務教育課		63	生活安全部生活安全企画課	
31		教育庁高校教育課		64	生活安全部県民安全対策課	
(21)		32 教育庁特別支援教育課		65	生活安全部少年課	
33	労働委員会事務局審査調整課	66		刑事部捜査第一課		
		67		刑事部捜査第三課		
合計	69機関・団体		(8)	68	刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課	
				69	交通部交通指導課	

主な相談窓口

分類	機関の名称	窓口の名称	連絡先等	受付日時
総合相談窓口	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	犯罪被害者支援等のための 総合相談窓口	022-211-3783	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	仙台市市民局市民生活課	仙台市犯罪被害者等支援 総合相談窓口	022-214-6151	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
犯罪被害者のための 民間支援団体窓口	(公社) みやぎ被害者支援 センター	—	022-301-7830	火～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	(公社) 全国被害者支援 ネットワーク	犯罪被害者等電話相談	0570-783-554	毎日 (12/29～1/3を除く) 7:30～22:00
性暴力等の被害 に関する相談	性暴力被害 相談支援センター宮城	けやきホットライン	0120-556-460	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
警察の相談窓口	警察本部	犯罪被害者支援室	022-221-7171	—
		性犯罪被害相談電話	0120-19-8103 #8103	終日 (夜間、休日は当直対応)
		警察相談電話 (警察相談センター)	022-266-9110 #9110	
		暴力団相談電話	022-222-8930	
		少年相談電話	022-222-4970	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		いじめ110番	022-221-7867	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
精神的な不安に 関する相談	宮城県精神保健福祉 センター	こころの相談電話	0229-23-0302	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
		面接相談 (予約制)	0229-23-0021	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	仙台市精神保健福祉総合 センター (はあとぼーと仙台)	はあとライン	022-265-2229	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		ナイトライン	022-217-2279	毎日 (年中無休) 18:00～22:00
		面接相談 (予約制・仙台市民)	022-265-2191	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
配偶者・交際相手 からの暴力に 関する相談	宮城県女性相談支援 センター (県配偶者暴力相談支援 センター)	相談専用電話	022-256-0965	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	みやぎ男女共同参画相談室	一般相談	022-211-2570	月～金 8:30～16:45 (祝日・年末年始、LGBT相談時間 を除く)
		男性相談員による男性相談	022-211-2557	毎週水曜日 12:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
		LGBT (性的マイリティ) 相談	022-211-2570	毎月第2・4火曜日 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		法律相談 (予約制)	022-211-2570	毎月第4木曜日 13:00～16:30 (祝日の場合変動あり)
	仙台市市民局 男女共同参画課	仙台市「女性への暴力相談電話」	022-268-5145	月・水～金 9:00～17:00 火 9:00～19:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	みやぎ夜間・休日DVほっとライン	022-725-3660	木・土 17:30～21:00 日 13:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
児童虐待や 子ども (18歳未満) に 関する相談	宮城県保健福祉部	中央児童相談所	022-784-3583	月～金 8:30～17:15 ※仙台市児童相談所は 8:30～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く) (※夜間・土日祝日の緊急の相談 等は児童相談所虐待対応 ダイヤル「189 (いちばや く)」で対応します。)
		中央児童相談所黒川支所	022-341-6985	
		北部児童相談所	0229-22-0030	
		東部児童相談所	0225-95-1121	
		東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	
	仙台市子ども若者局	児童相談所	022-718-2580	
高齢者虐待に 関する相談	宮城県保健福祉部 長寿社会政策課	宮城県高齢者虐待相談窓口 (NPO法人 宮城福祉オンブズネット 「エール」)	022-722-7225	月～金 10:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
住居 (県営住宅) に 関する相談	宮城県住宅供給公社	—	022-224-0014	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
住居 (不動産) に 関する相談	(公社) 宮城県宅地建物 取引業協会	不動産無料相談所	022-266-0011	月～木 10:00～12:00 13:00～16:00 金 11:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・お盆期間・年末年始等を 除く)

分類	機関の名称	窓口の名称	連絡先等	受付日時
就職に関する相談	宮城労働局	ハローワーク仙台	022-299-8811	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		ハローワーク大和	022-345-2350	
		ハローワーク石巻	0225-95-0158	
		ハローワーク塩釜	022-362-3361	
		ハローワーク古川	0229-22-2305	
		ハローワーク大河原	0224-53-1042	
		ハローワーク白石	0224-25-3107	
		ハローワーク築館	0228-22-2531	
		ハローワーク迫	0220-22-8609	
		ハローワーク気仙沼	0226-24-1716	
	宮城県経済商工観光部 雇用対策課	みやぎジョブカフェ	022-264-4510	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:30 土 10:00～18:00
		みやぎシゴト サポートセンター気仙沼	0120-215-488	平日、第2・第4土曜日 9:30～17:30
		みやぎシゴト サポートセンター石巻	0120-543-542	平日、第1・第3土曜日 9:30～17:30
		みやぎシゴト サポートセンター大崎	0120-651-657	平日、第1・第3土曜日 9:30～17:30
		みやぎシゴト サポートセンター大河原	0120-318-314	平日、第2・第4土曜日 9:30～17:30
		みやぎシゴト サポートセンター サテライトオフィス富谷	0120-651-657	水・金 10:00～16:00 (要予約)
		みやぎシゴト サポートセンター サテライトオフィス塩釜	0120-543-542	火・木 10:00～16:00
		みやぎ女性のキャリア・ リスタート支援センター	022-722-0506	火～金 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)
		—	—	—
経済的な悩みに 関する相談 (生活保護・生活困 窮者自立相談)	宮城県保健福祉部 社会福祉課	—	022-211-2517	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
経済的な悩みに 関する相談 (母子・父子家庭)	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	—	022-211-2633	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
職場内の問題に 関する相談	宮城労働局	宮城労働局総合労働相談コーナー	022-299-8834	月～金 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
		仙台総合労働相談コーナー	022-299-9075	
		石巻総合労働相談コーナー	0225-22-3366	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
		古川総合労働相談コーナー	0229-22-2112	
		大河原総合労働相談コーナー	0224-53-2154	
		瀬峰総合労働相談コーナー	0228-38-3131	
		気仙沼総合労働相談コーナー	0226-25-6921	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		※総合労働相談コーナーにおいては、専門の相談員が不在の場合がありますので、 ご相談の際には予めご連絡いただくとスムーズです。		
		雇用環境・均等室	022-299-8844	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
交通事故に 関する相談	宮城県企画部 地域交通政策課	県庁交通事故相談室	022-211-2432 022-211-2433	月～金 8:30～16:45 (祝日・年末年始を除く)
	(独)自動車事故対策機構 仙台主管支所(ナスバ)	—	022-204-9902	—
消費生活トラブルに 関する相談	宮城県環境生活部 消費生活・文化課	消費生活センター	022-211-3123	月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
	消費者庁	消費者ホットライン	188(いやや!)	※最寄りの消費生活相談窓口につ ながります。
海の事件事故に 関する相談	第二管区海上保安本部	海上犯罪による被害者の支援に 関する相談	022-363-0111 (内線2121)	—

分類	機関の名称	窓口の名称	連絡先等	受付日時
人権侵害に関する相談	仙台法務局	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (夜間、休日は留守番電話対応)
		女性の人権ホットライン	0570-070-810	
		子どもの人権 110 番	0120-007-110	
		LINE じんけん相談		月～金 8:30～17:15
		https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112		
		インターネット 人権相談受付窓口		
		https://www.jinken.go.jp/		常時 (最寄りの法務局から後日メール又は電話で回答します。)
法的トラブルに関する相談	日本司法支援センター (法テラス)	犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 ※IP電話からは 03-6745-5601	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
	法テラス宮城	—	0570-078369 ※IP電話からは 050-3383-5535	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	仙台弁護士会	DV・ストーカー関連事件相談 (弁護士紹介)	022-266-3775	月～金 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
		犯罪被害者無料電話相談	022-217-1516	月～金 9:30～16:30 (祝日・年末年始を除く)
被害相談・事件に関する相談	仙台地方検察庁	被害者ホットライン	022-222-6159	月～金 9:00～17:00 (夜間、休日は留守番・FAX電話対応)
教育に関する相談	宮城県教育委員会	義務教育課	022-211-3640	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		特別支援教育課	022-211-3713	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		高校教育課	022-211-3626	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	仙台市教育委員会	教育相談課	022-214-0004	月～金 9:00～17:00
外国籍の方でお困りの方	(公財)宮城県国際化協会 (MIA)	みやぎ外国人相談センター	022-275-9990	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

【年次報告への問い合わせ】

宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会 事務局

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

TEL 022-211-2567（内線 2567）

FAX 022-211-2392